

令和6年度 水産白書 概要

令和7年6月
水産庁

- 本資料に記載した数値は、原則として四捨五入しており、合計等とは一致しない場合があります。
- 本資料に掲載した地図は、必ずしも、我が国の領土を包括的に示すものではありません。
- 水産とSDGsの関わりを示すため、特に関連の深い目標のアイコンを付けています。
なお、関連する目標全てを付けている訳ではありません。

目次

令和6年度 水産の動向

特集 海洋環境の変化による水産業への影響と対応

第1節 海洋環境の変化の状況	1
第2節 海洋環境の変化による水産資源及び水産業への影響	2
第3節 海洋環境の変化に対応するための取組	4
第4節 今後の海洋環境の変化への対策	7

トピックス

トピックス1 令和6年能登半島地震からの復旧に向けた動き	9
トピックス2 太平洋クロマグロを想定した漁獲量等の報告義務の確実な履行を図るための漁業法等の改正	10
トピックス3 赤潮による被害の継続	11

第1章 我が国の水産物の需給・消費をめぐる動き

(1) 水産物需給の動向	12
(2) 水産物消費の状況、水産物の消費拡大の取組	13
(3) 水産物貿易の動向	14

第2章 我が国の水産業をめぐる動き

(1) 漁業・養殖業の国内生産の動向	16
(2) 漁業・養殖業の経営の動向	18
(3) 漁業の就業者・漁業労働環境をめぐる動向	19
(4) スマート水産業の推進等に向けた技術の開発・活用	20
(5) 漁業協同組合の動向、水産物の流通・加工の動向	21

第3章 水産資源及び漁場環境をめぐる動き

(1) 我が国周辺の水産資源	22
(2) 我が国の資源管理	23
(3) 実効性ある資源管理のための取組	26
(4) 資源を積極的に増やすための取組、漁場環境をめぐる動き	27

第4章 水産業をめぐる国際情勢

(1) 世界の漁業・養殖業生産、水産物消費	28
(2) 国際的な資源管理	29
(3) 捕鯨業をめぐる動き	30

第5章 漁村の活性化をめぐる動き

(1) 漁村の現状と役割	31
(2) 海業の推進・安心して暮らせる安全な漁村づくり	32

第6章 大規模災害からの復旧・復興とALPS処理水の海洋放出をめぐる動き

(1) 水産業における東日本大震災からの復旧・復興の状況	34
(2) 東京電力福島第一原子力発電所事故の影響への対応	35
(3) ALPS処理水の海洋放出をめぐる動き	36
(4) 令和6年能登半島地震からの復旧・復興に向けた対策の推進	37
(5) 岩手県大船渡市における林野火災への対応	38

(参考) 水産施策の主なKPI

39

令和7年度 水産施策

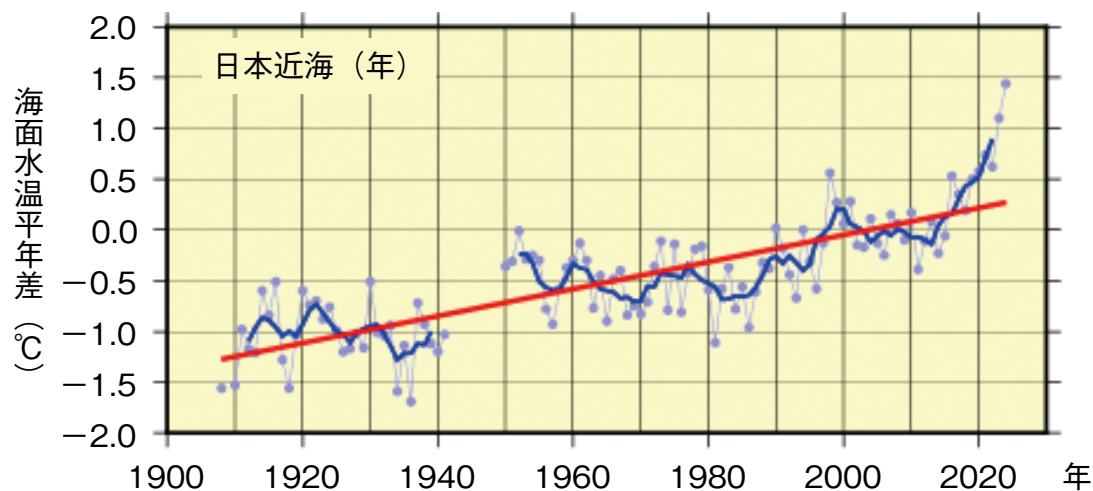
特集 海洋環境の変化による水産業への影響と対応



第1節 海洋環境の変化の状況

- 令和6（2024）年の我が国近海の平均海面水温は統計開始以降最も高い値。
- 我が国近海における令和6（2024）年までのおよそ100年間にわたる海域平均海面水温（年平均）の上昇幅は $+1.33^{\circ}\text{C}/100$ 年で、世界全体での平均海面水温の上昇幅（ $+0.62^{\circ}\text{C}/100$ 年）や北太平洋（ $+0.65^{\circ}\text{C}/100$ 年）の2倍を超える割合で上昇。
- 我が国周辺における海洋熱波の発生は、平成22（2010）年頃から顕在化。
- 黒潮大蛇行は、平成29（2017）年から継続し、過去に例のない長さで発生。これにより、黒潮が接岸する関東沖及び東海沖では海水温が上昇する傾向。また、黒潮続流の北上により、三陸沖では令和4（2022）年秋以降の海洋内部の水温は記録的に高い値。

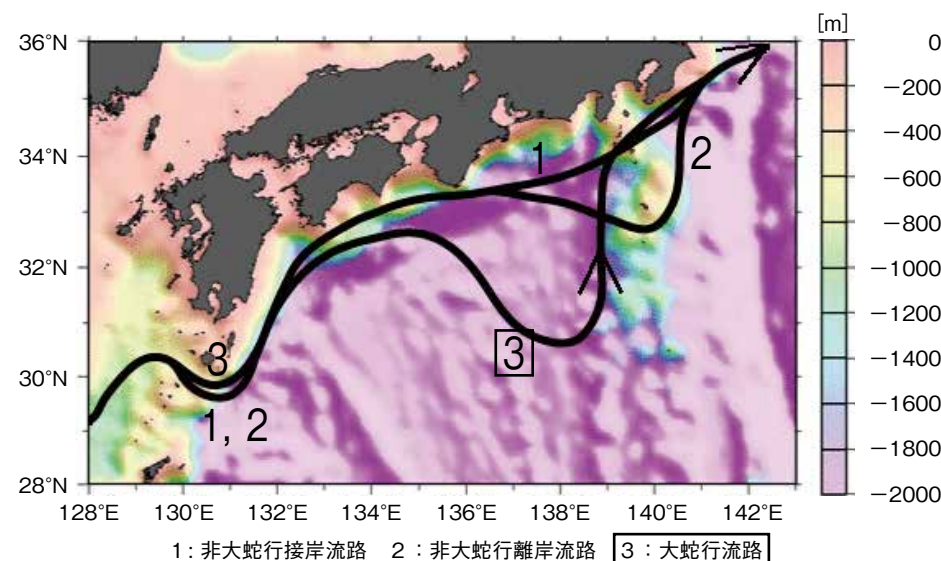
日本近海の平均海面水温の推移



資料：気象庁「海面水温の長期変化傾向（日本近海）」より抜粋

注：図の青丸は各年の平均差を、青の太い実線は5年移動平均値を示す。赤の太い実線は長期変化傾向を示す。

黒潮の典型的流路

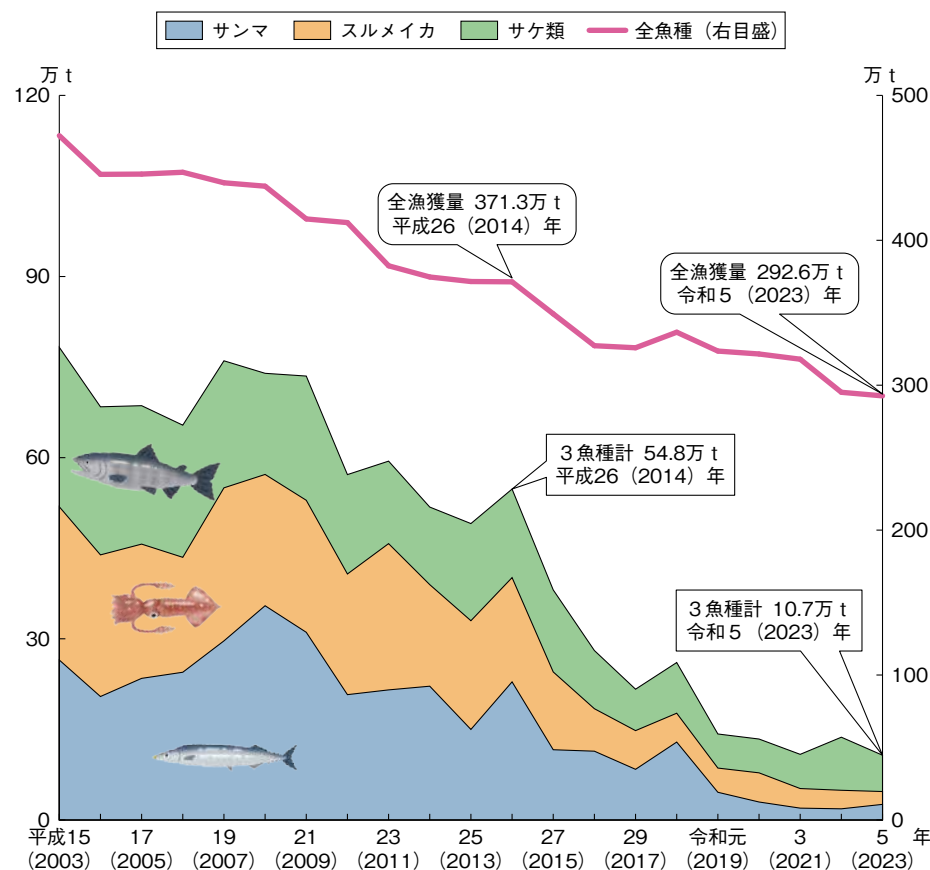


資料：気象庁「黒潮の数か月から十年規模の変動（流路）」

第2節 海洋環境の変化による水産資源及び水産業への影響

- 海水温の上昇や海流の変化は、魚介類の分布や資源量に影響を与え、水揚量の減少、漁場の沖合化による燃油等の費用の増加や出漁の見合わせ等漁業経営に大きな影響。
- 特に、サンマ、スルメイカ及びサケの漁獲量が近年大きく減少。

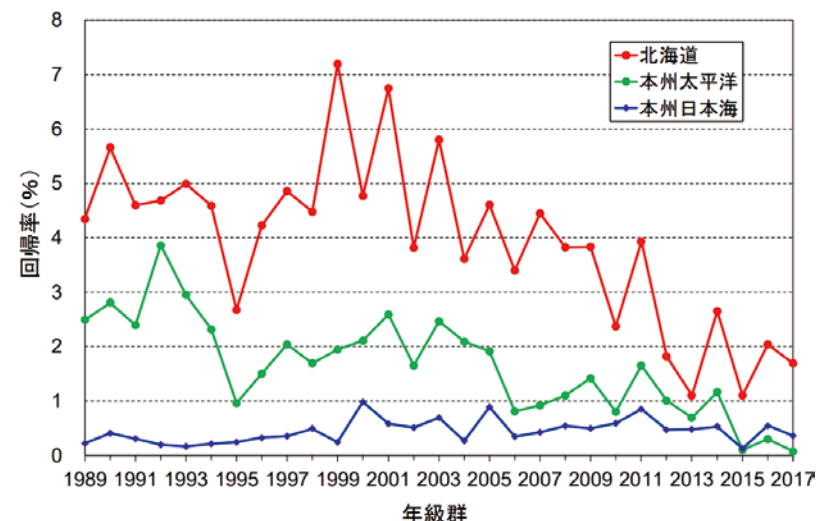
サンマ・スルメイカ・サケの漁獲量の推移



資料：農林水産省「漁業・養殖業生産統計」

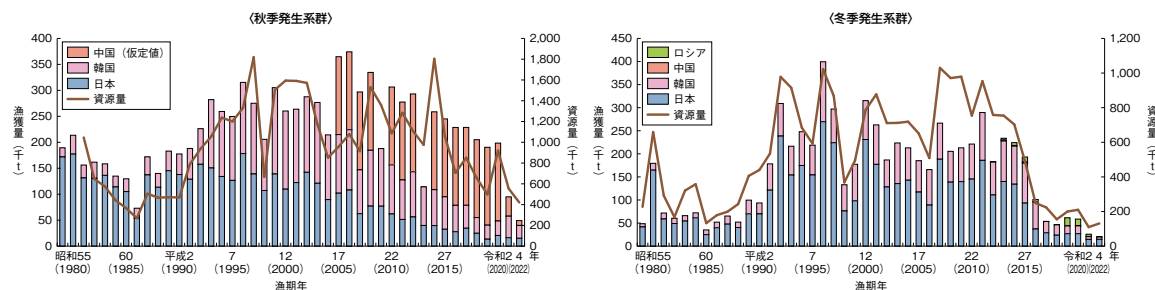
注：スルメイカは、遠洋底びき網（南方水域）及びいか釣のうち、日本海水域以外で漁獲されたものを含まない。

日本各地におけるサケの回帰率の推移



資料：国立研究開発法人水産研究・教育機構「令和6年度国際漁業資源の現況」

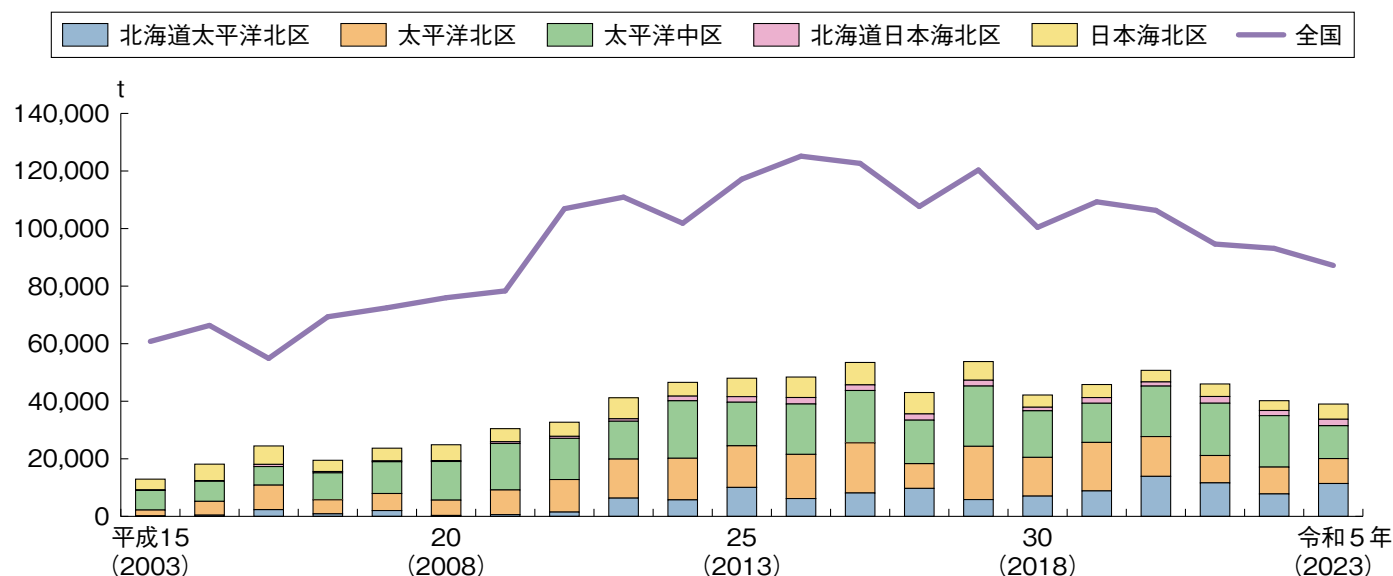
スルメイカの資源量・漁獲量の推移



資料：水産庁・国立研究開発法人水産研究・教育機構「我が国周辺の水産資源の評価」に基づき水産庁で作成

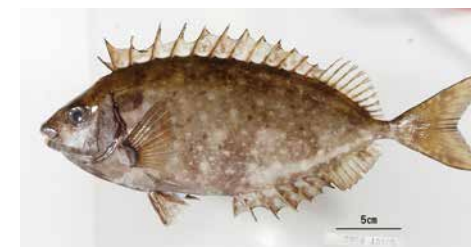
- 我が国近海では、海水温の上昇により、高水温を好む魚種が生息・回遊する海域が北方へ拡大する一方で、サケ等の低水温を好む魚種は、我が国周辺の海域まで南下する資源が減少。
- ブリについて、1990年代以降漁獲量が増加。平成26（2014）年には過去最高の約13万トンに達した後、近年は9万トン程度で推移。また、近年は北海道や太平洋北部・中部での漁獲量が増加。
- ノリ養殖について、秋季の高水温が生産開始の遅れと養殖期間の短縮や生育不良等による収穫量の減少の一因と推定。また、アイゴ、クロダイ等の植食性魚類等の分布の拡大とともに、秋季の海水温の降下の遅れによる摂食活動の活発化により食害が増加。
- 魚種の分布域の変化に伴って、新たに獲れるようになった魚種を食べる文化がない、販路が確立していない等の要因により低価格で取引される事例も確認。
- 近年、高水温や食害等による藻場の衰退が指摘。藻場の衰退により、イセエビやアワビ類等の藻場を生息場や餌場等として活用する水産生物の漁獲量が減少。

海域別のブリの漁獲量の推移

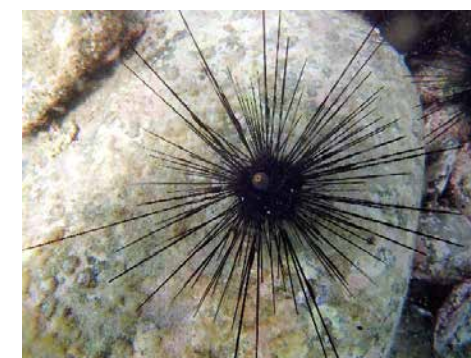


資料：農林水産省「漁業・養殖業生産統計」

藻場の衰退をもたらす主な植食動物



アイゴ



ガンガゼ

第3節 海洋環境の変化に対応するための取組

(1) 漁業・養殖業における取組

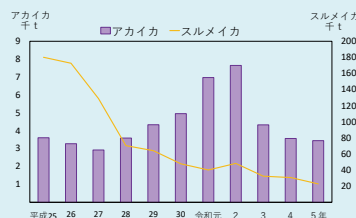
- 漁獲対象魚種や操業期間に限られる専門性が高い漁業については、対象魚種の不漁による水揚量の大幅な減少、漁場の沖合化による燃油費の増加等が漁業経営に大きな影響。
- 季節に応じ複数の漁法や対象魚種を組み合わせる沿岸漁業の経営体においても、主要魚種の不漁による収入の減少が課題。
- より利用可能な資源への転換、新たな漁法の導入による従来の漁法との複合化等、海洋環境の変化への対応に向けた取組を各地で実施。
- ノリ養殖では、高水温耐性、高成長品種の導入や、ノリ網を防護ネットで囲うことで食害を軽減する取組を実施。

事例 いか釣り漁船によるスルメイカ不漁に伴うアカイカ操業の実施（青森県ほか）

- ▶ スルメイカの資源量等が減少したことから、青森県は^{はちのへ}八戸市等のいか釣り漁船は安定した漁獲量が見込まれる太平洋中央部のアカイカ操業を再開する動きが見られる。
- ▶ アカイカは、加工原材料から寿司等の生食向けにも用途が拡大し価格が上昇。アカイカ操業を行ういか釣り漁業者の収入はアカイカによるものが多くを占めている。
- ▶ アカイカ操業は、漁場が遠方のため燃油等の費用が増加や操業の効率化等が課題。



アカイカ

アカイカとスルメイカの水揚げ量の推移
(左軸アカイカ、右軸スルメイカ)

資料：漁業・養殖業生産統計

事例 サケ定置漁業者によるサーモン養殖への取組（岩手県）

- ▶ 本州へのサケの来遊の急減により、サケを目的とした定置網の漁獲量が大幅に減少。
- ▶ 岩手県では、定置漁業の収入を補うため、サケ・マス類の養殖の取組が県内各地で進められている。
- ▶ 定置漁業に養殖を組み合わせる取組は、サケの不漁のリスクを軽減し定置漁業の経営の安定化に資するとともに、地域における従業員の雇用の安定化につながっている。

サクラマスの水揚げ
(釜石魚市場)

宮古トラウトサーモン

(2) 加工・流通・消費に向けた取組

- 海水温の上昇により、高水温を好む魚種が北方へ拡大する等の現象が見られる中、各地では不漁となった魚種に替わり、新たに獲れるようになった魚種の加工、流通の改善等付加価値の向上に向けた取組を実施。
- また、これらの魚種を食べる習慣のない地元の消費者に向け、消費を喚起する取組も実施。

事例 ブリの消費拡大に向けた取組（北海道）

- ▶ 海水温の上昇により、北海道では平成23（2011）年頃からブリの漁獲量が増加。
- ▶ 道内ではブリを食べる文化がなく認知度や消費が少ないこと等から魚価は全国平均を大きく下回っていた。
- ▶ 北海道渡島総合振興局では、平成30（2018）年にブリの消費拡大のため、「はこだて・ブリ消費拡大推進協議会」を設立。
- ▶ 令和2（2020）年に開発した「北海道ブリたれカツ」が好評を博し、また、函館水産高校の生徒のアイデアを基に道南産ブリをミートソース風にアレンジした缶詰等加工品の開発等が行われている。



北海道ブリたれカツ



ブリのミートソース風缶詰

事例 サワラの漁獲量が増加した地域におけるブランド化の取組（山形県・鳥取県）

- ▶ サワラの漁獲量は近年日本海や東北地方の太平洋沿岸域で増加。
- ▶ 一方、サワラを食べる慣習がない地域では低い魚価が課題。
- ▶ 山形県漁業協同組合では、船上での活締め等独自に設けた基準を満たしたサワラを「庄内おばこサワラ」として販売し、高水準で安定した取引を実現。
- ▶ 鳥取県漁業協同組合淀江支所では、脂質含有量等の基準を満たしたサワラを「淀江がいな鱈」として販売し、サワラの市場価値向上に貢献。



庄内おばこサワラ



淀江がいな鱈

(3) 漁港・漁場における取組

- 藻場は、水産生物の産卵・生育の場として重要な役割を担っており、CO₂の吸収源としても期待されている。近年、高水温等による海藻の生育不良や植食動物の摂食行動の活発化による食害等の影響で藻場が衰退。
- 海洋生態系全体の生産力の底上げを図るため、地方公共団体による藻場等の造成や、漁業者や地域住民等によって構成される活動組織が行う藻場の保全活動（植食動物の駆除や母藻の設置等）等の対策を全国で実施。
- 国は、全国沿岸で取り組まれている藻場・干潟の造成等が実効性のある効率的なものになるように、実施に当たっての基本的な考え方等を記した「藻場・干潟ビジョン（平成28（2016）年1月策定）」を令和5（2023）年12月に改訂し、藻場・干潟の保全・創造対策を推進。
- 毎年、全国で取り組まれている優良な磯焼け対策や新たな技術の横展開を図り、各地の藻場保全の取組を強化することを目的に磯焼け対策全国協議会を開催。
- 漁港においても、防波堤等の漁港施設に藻場造成機能を付加し、施設整備と一体的な藻場造成を推進。



自然石の設置による藻場造成



造成後に海藻類が繁茂している状況



藻場の保全（ウニの駆除）



磯焼け対策全国協議会の様子

事例 藻場再生の取組（長崎県）

- ▶ 長崎県壱岐市では、近年、高水温やイスズミ等の植食動物による食害により藻場のほとんどが消失。
- ▶ 市、県、漁協等で構成される「壱岐市磯焼け対策協議会」により漁獲されたイスズミ等の買い取りを実施。
- ▶ 刺網と潜水漁業者を組み合わせたチームの「イスズミハンター」による駆除事業も実施。
- ▶ 買い取られた魚の一部は肥料・飼料に加工。
- ▶ 植食動物の駆除に加え、ホンダワラ類による藻場再生の取組を実施。



刺網によって捕獲されたイスズミ



ホンダワラ類の種苗生産

第4節 今後の海洋環境の変化への対策

- 気候変動等の影響により、今後とも更なる海洋環境の変化を予測。令和12（2030）年の世界全体の温室効果ガスの排出量では、温暖化が21世紀の間に1.5℃を超える可能性が高く、政策の強化なしでは、2100年までに3.2℃の平均気温の上昇を予測。
- 気候変動への緩和策として、水産分野では、漁船の電化・水素化等に関する技術の確立により、CO₂の排出削減を図ること、CO₂吸収源としてのブルーカーボンを推進。
- ブルーカーボン生態系の一つである藻場は光合成によりCO₂を取り込み、その後、一部の炭素を長期間にわたり貯留するとされている。令和5（2023）年に、国立研究開発法人水産研究・教育機構をはじめとする共同研究チームは、藻場等によるCO₂貯留量の算定手法を開発。CO₂貯留量をはじめとする藻場保全の効果を適切に評価することで、環境保全への関心の高い関係者とも連携した藻場保全活動の広がりが期待されるとともに、カーボン・クレジット制度を活用した更なる展開が期待。
- 我が国沿岸域の藻場におけるCO₂吸収量については、関係省庁が連携して算定し、合計約35万トンと国際連合に報告（令和6（2024）年4月）。

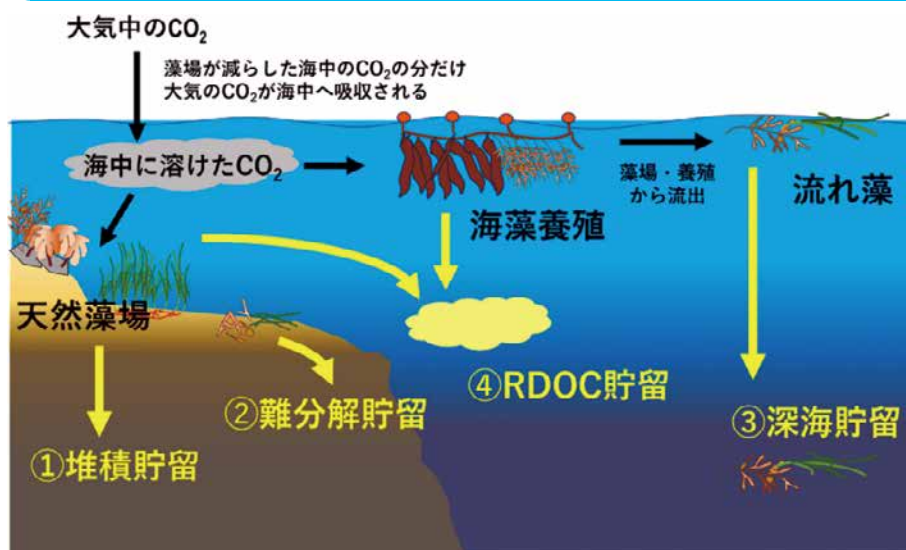


水素燃料電池養殖給餌漁船のイメージ



はまだ
浜田漁港高度衛生管理型7号荷さばき所に設置された太陽光発電設備

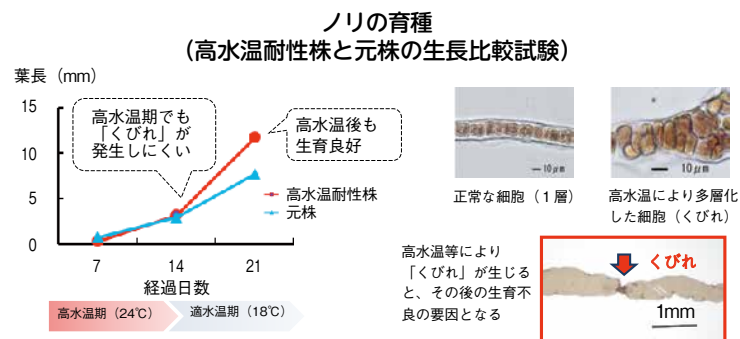
藻場によるCO₂貯留プロセス



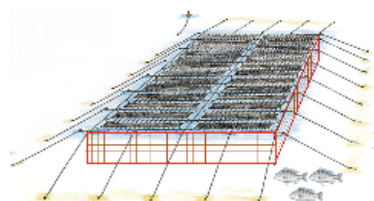
- ① 堆積貯留：枯れた海草・海藻が藻場内の海底に堆積し、長期間貯留されるプロセス
- ② 難分解貯留：枯れた海草・海藻、その細分化された破片が流出し、長期間CO₂に戻らない難分解性の細片（粒子状）となり、藻場外の沿岸域に堆積して長期間貯留されるプロセス
- ③ 深海貯留：波浪などでちぎれた海草・海藻が流れ藻となって沖合に流出し、浮力を失って深海へ沈降し長期間貯留されるプロセス
- ④ RDOC貯留：海草・海藻が放出する難分解性の溶存態有機炭素が長期間にわたり海水中に貯留されるプロセス。難分解性溶存態有機炭素（Refractory Dissolved Organic Carbon）の頭文字からRDOCと呼ぶ

- 気候変動への適応策として、「農林水産省気候変動適応計画」（令和5（2023）年最終改定）において、水産分野では、海面漁業、海面養殖業、内水面漁業・養殖業、造成漁場及び漁港・漁村について、気候変動による影響の現状と将来予測を示し、今後10年程度（2021～2030年）に必要となる取組を中心に工程表を整理。
- 海面漁業では、「資源管理の推進のための新たなロードマップ」（令和6（2024）年3月策定）に基づき、海洋環境の変化が水産資源に及ぼす影響を踏まえ、資源評価の高度化及びその精度向上に資する資源調査の強化を図ることとし、重要な生物情報等の収集を重点的に実施するとともに、漁法や漁獲対象魚種の複合化・転換に向けた取組を推進。
- 海面養殖業では、高水温耐性等を有する養殖品種の開発や有効な食害防止対策に取り組むこととし、ノリの高水温適応品種の開発、クロダイ等による養殖ノリへの食害に対する有効な対策技術の開発を推進。
- 漁港・漁場では、海面上昇や波高の増大等に対応するため、漁港施設や海岸保全施設の整備を計画的に推進。
- 水産庁では令和5（2023）年に「海洋環境の変化に対応した漁業の在り方に関する検討会」を開催し、同年6月に今後の対応の方向性を取りまとめ、同検討会の取りまとめに沿った施策を推進。

ノリ養殖における取組事例 （高水温耐性を有する品種及び食害対策技術の開発）



クロダイによる食害と対策（防護網の開発）



資料：水産庁「養殖業成長産業化技術開発事業」報告書を元に水産庁で作成

海洋環境の変化に対応した漁業の在り方に関する検討会 取りまとめ（概要）

1. 資源調査・評価の充実・高度化

- 詳細な海洋環境データや漁業データの収集のための新たな機器の活用や漁船活用型調査の実施等
調査手段の充実
- 水産資源の分布・回遊や生態に関する情報収集の強化、藻場・干潟の調査推進など調査・評価内容の充実 等

2. 漁法や漁獲対象魚種の複合化・転換

- 海洋環境の変化による資源変動に対応した漁法・魚種の追加・転換、サケに依拠する定置の操業転換、養殖業との兼業化・転換などの推進 等

3. 養殖業との兼業化・転換

- 魚粉の国産化や低魚粉飼料の開発等の飼料対策
- 人工種苗の普及推進等の種苗の確保 等

4. 魚種の変更・拡大に対応し得る加工・流通

- スマート技術による流通の効率化や、資源状況の良い魚種への加工原材料の転換等の推進 等

5. 魚種・漁法の複合化等の取組を行う経営体の確保・育成とそれを支える人材・漁協

- 複合化等に取り組む漁業者をサポートする体制や仕組みの整備 等

トピックス1 令和6年能登半島地震からの復旧に向けた動き

- 被災後漁船や漁具などが使用可能な漁業者は、施設の復旧とともに順次操業を再開。令和6（2024）年1月以降、定置漁業、底びき網漁業、いか釣り漁業、まき網漁業、えびかご漁業、べにずわいがにかご漁業、かき養殖業者の出荷など、各地の被害や漁港や施設の復旧状況等に応じ順次再開。
- 輪島地区では、令和6（2024）年7月に海女漁、9月に刺し網漁業、10月に底びき網漁業が再開。11月の解禁日に応じて、底びき網漁業によるズワイガニを対象とする操業を開始。北部6市町では、当面操業に必要な共同利用施設について復旧を完了するなどの環境整備により操業が順調に回復。令和6（2024）年通年では、漁獲金額は対前年比66%、漁獲量54%。秋冬シーズンの開始からの漁獲金額（同年11月～令和7（2025）年1月）は対前年比97%、漁獲量では93%。水産庁として、引き続き被災地の操業の回復に向かって取り組む。
- 漁港の復旧については、地盤隆起のない地域では、応急工事により全ての漁港で陸揚が可能。また、石川県等の要請に基づき、狼煙漁港、鵜飼漁港海岸について水産庁が災害復旧事業を代行。

漁業再開の状況

輪島地区（輪島市）
海女漁(R6年7月～)、刺し網漁(9月～)、底びき網漁(10月～)、ずわいがにかご(11月～)
富来地区（志賀町）
定置網漁・底びき網漁(R6年1月～)、べにずわいがにかご漁(3月～)、まき網漁(5月～)



珠洲地区（珠洲市）
定置網漁(R6年1月～)、底びき網漁(3月～)
能登地区（能登町）
定置網漁・いか釣り漁(R6年1月～)、底びき網漁(3月～)
七尾地区(穴水町、七尾市)
定置網漁・底びき網漁(R6年1月～)、とりがい養殖出荷(5月～)

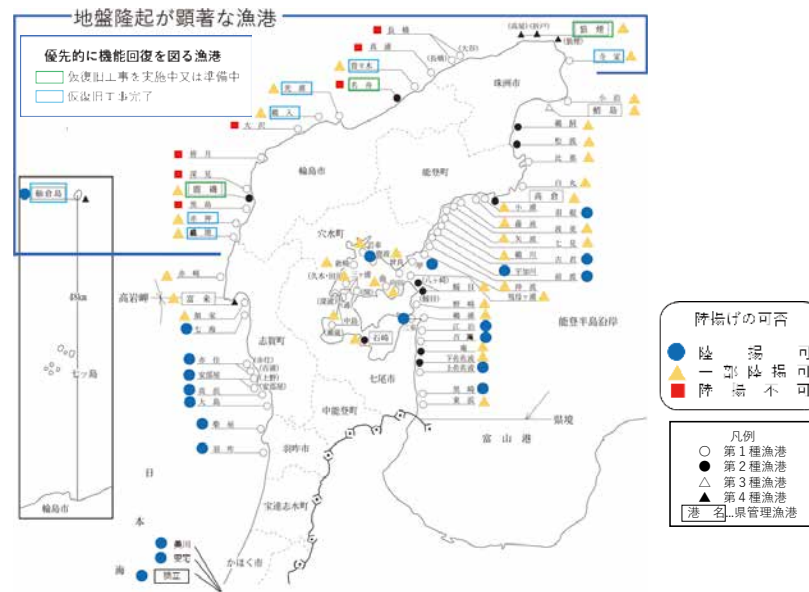
〔 主要地区漁獲金額・漁獲量 〕

	北部6市町計	石川県合計
R6年 (1～12月)	7,316百万円 (対前年比66%) 13,096トン (対前年比54%)	11,020百万円 (対前年比78%) 18,040トン (対前年比63%)
秋冬シーズン (R6年11月～R7年1月)	3,477百万円 (対R5年比97%) 3,652トン (対R5年比93%)	4,510百万円 (対R5年比97%) 4,737トン (対R5年比99%)

- ・石川県とりまとめの令和6年1月から令和7年1月のデータを元に水産庁で作成
- ・主に餌用のマイワシを含まない。
- ・マイワシの漁獲金額・漁獲量として、令和6年に石川県で572百万円、10,526トン、北部6市町で568百万円、10,444トンがある。

資料：石川県からの報告に基づき水産庁で作成
注：令和7（2025）年3月31日時点

能登半島の漁港の復旧・復興状況



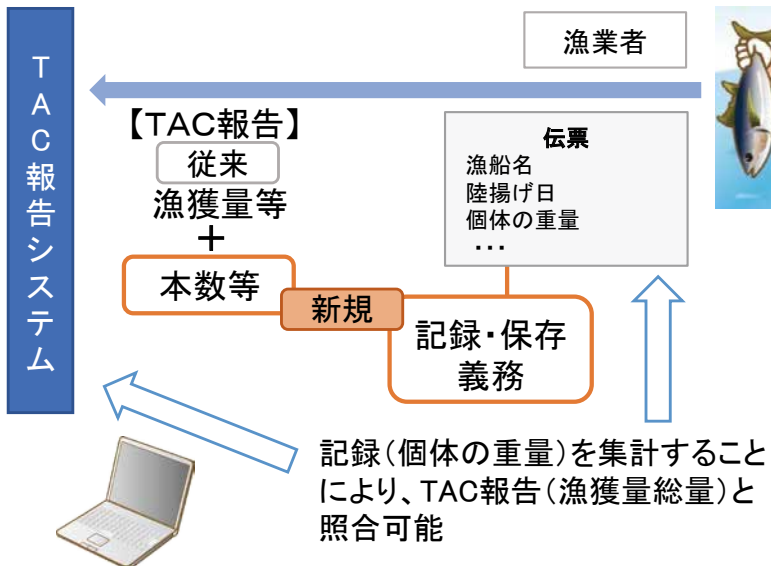
資料：石川県からの報告に基づき水産庁で作成
注：1) 令和7（2025）年3月31日時点
2) 漁港施設の利用可否を示したものであり、漁港外への搬送の可否は考慮していない

トピックス2 太平洋クロマグロを想定した漁獲量等の報告義務の確実な履行を図るための漁業法等の改正

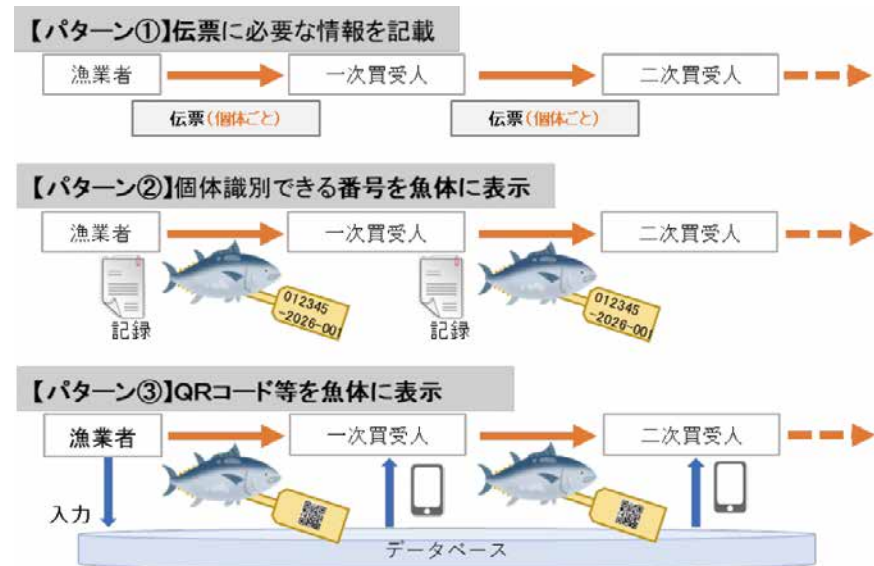


- 我が国では、中西部太平洋海域における太平洋クロマグロの資源量の減少を受けた中西部太平洋まぐろ類委員会（WCPFC）による太平洋クロマグロの保存管理措置に基づく漁獲管理を平成27（2015）年1月から実施。
- しかしながら、一部の漁業者や産地仲買人が漁獲量の報告を行わずに太平洋クロマグロを流通させる事案が発生。これを受け、太平洋クロマグロの資源管理の厳格化を図るため、「漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律」が令和6（2024）年6月に成立。
- 漁業法では、太平洋クロマグロの大型魚を想定した特別管理特定水産資源について、漁獲量に加え、採捕された個体の数を報告事項に追加する措置の新設、TAC報告を行う際に使っている情報（船舶等の名称、個体の重量等）の記録の保存の義務付け、TAC報告義務違反等の罰則の法定刑の引き上げ等の改正を措置。
- 特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律では、特定第一種第二号水産動植物等について、船舶等の名称、個体の重量等の情報を伝達することなどの義務付け、事業者が情報伝達、取引記録の作成等の義務に違反したときの罰則を設けること等の改正を措置。

漁業法の改正のイメージ



特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の改正のイメージ



トピックス3 赤潮による被害の継続



- 令和6（2024）年5月から8月までにかけ、八代海、橘湾等において赤潮が発生。長崎県、熊本県及び鹿児島県においてカンパチ、シマアジ、ブリ、トラフグ等の養殖魚のへい死が発生し、漁業被害額は約31.3億円（令和7（2025）年3月末時点）。令和4（2022）年、令和5（2023）年にも大規模な赤潮が発生。
- 赤潮による漁業被害の軽減対策として、水産庁は、赤潮発生モニタリング技術の開発・実証、赤潮の発生メカニズムの解明等による発生予察手法の開発等のほか、足し網、生け簀沈下による被害軽減手法の開発とその手引きの作成、有害赤潮プランクトンの駆除剤及びその散布手法の開発、高濃度酸素を用いたブリ類の救命手法の開発等を実施。
- 令和6（2024）年度に発生した赤潮被害に対し、今後の被害を軽減させるためのモニタリング体制構築や発生抑制対策等の実証を支援するとともに、被害軽減対策の導入を支援。

近年の八代海等における漁業被害額

県	令和4（2022）	5（2023）	6（2024）年度
熊本県	19.7億円	15.4億円	14.8億円
長崎県	—	11.0億円	15.5億円
鹿児島県 （八代海）	0.09億円	0.5億円	1.0億円
合計	19.8億円	26.9億円	31.3億円

資料：各県調べ（令和7（2025）年3月末時点）。



赤潮被害の様子（写真提供：長崎県）

赤潮による主な漁業被害軽減対策

モニタリング・予察の高度化

テレメータシステムによるデータ収集



提供：熊本県

発生抑制等

二枚貝との複合養殖



出典：（株）マルハニチロAQUA, Hexcyl Systems Pty Ltd

被害軽減

（生け簀の大型化）

8m金網生簀



縦×横×深さ：8×8×8m

20m金網生簀

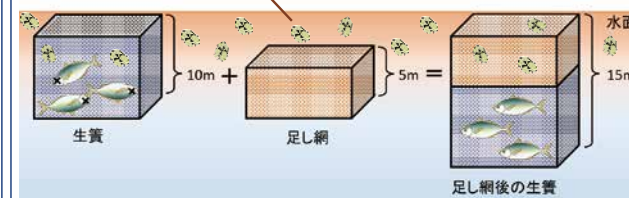


縦×横×深さ：20×20×12m

出典：（株）マルハニチロAQUA

（足し網）

有害赤潮プランクトン



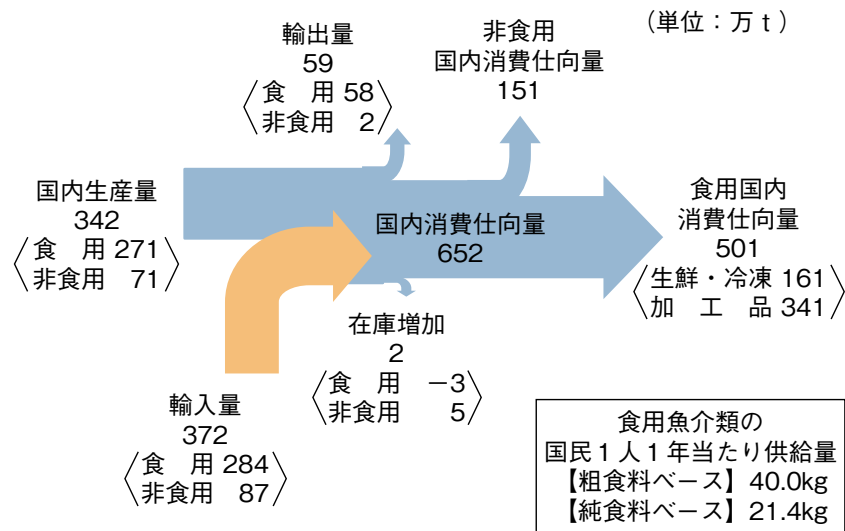
第1章 我が国の水産物の需給・消費をめぐる動き

(1) 水産物需給の動向

- 令和5（2023）年度の魚介類の国内消費仕向量は652万t（原魚換算ベース、概算値）。うち501万t（77%）が食用、151万t（23%）が非食用（飼肥料）。
- 令和5（2023）年度の食用魚介類の自給率（概算値）は、54%。

我が国の魚介類の生産・消費構造

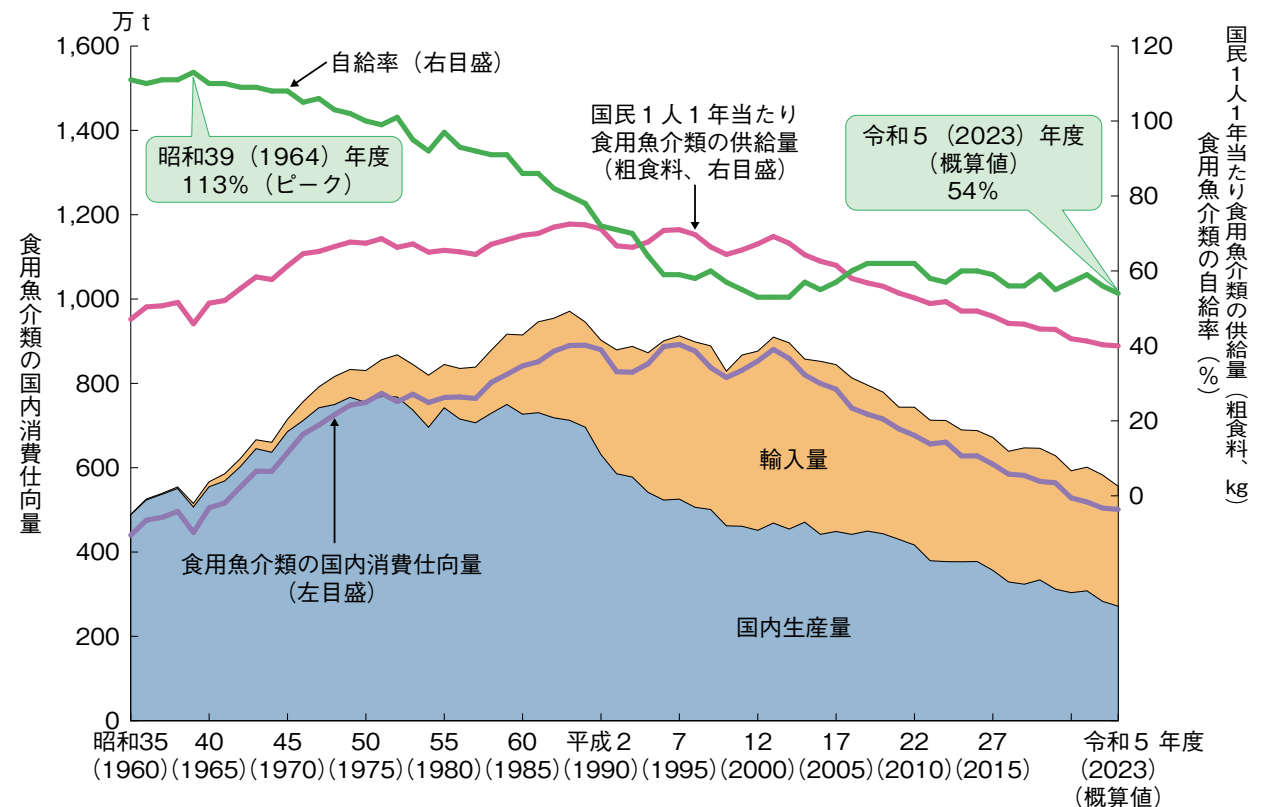
〈令和5（2023）年度（概算値）〉



資料：農林水産省「食料需給表」

- 注：1) 数値は原魚換算したものであり（純食料ベースの供給量を除く）、海藻類及び捕鯨業により捕獲されたものを含まない。
- 2) 原魚換算とは、輸入量、輸出量等、製品形態が品目別に異なるものを、製品形態ごとに所定の係数により原魚に相当する量に換算すること。
- 3) 粗食料とは、廃棄される部分も含んだ食用魚介類の数量であり、純食料とは、粗食料から通常の食習慣において廃棄される部分（魚の頭、内臓、骨等）を除いた可食部分のみの数量。
- 4) 令和5（2023）年度概算値については、令和6年能登半島地震の影響により、国内生産量に係る統計発表時点でのデータのとりまとめができなかった石川県について、過去の生産量を基に推計。

食用魚介類の自給率の推移



資料：農林水産省「食料需給表」

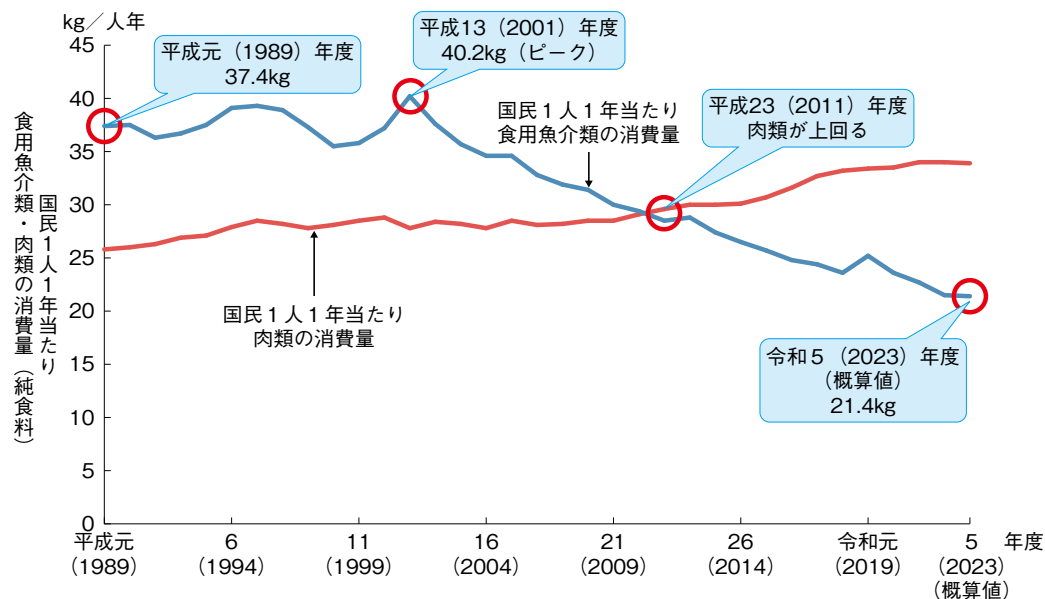
注：自給率（%）＝（国内生産量÷国内消費仕向量）×100。国内消費仕向量＝国内生産量＋輸入量－輸出量±在庫の増減量。



(2) 水産物消費の状況、水産物の消費拡大の取組

- 食用魚介類の1人1年当たりの消費量（純食料ベース）は、平成13（2001）年度の40.2kgをピークに減少傾向で、平成23（2011）年度以降は、肉類の1人1年当たりの消費量を下回り、令和5（2023）年度は、21.4kg（概算値）。
- 消費者が魚介類をあまり購入しない要因は、価格の高さや調理の手間等。食の簡便化志向が強まっており、消費者の食の志向が変化。
- 水産庁は、毎月3～7日を「さかなの日」として水産物の消費拡大に向けた官民の取組を推進。1,000を超える「さかなの日」の賛同メンバーは、量販店による低・未利用魚の販売、飲食店等による国産天然魚フェアの開催等の様々な取組を実施。
- 水産庁は、生産、加工、流通、販売の関係者が連携して行う簡便性に優れた商品や提供方法等の開発、流通効率化の取組等のマーケットインの発想に基づく「売れるものづくり」に向けた取組を支援。

食用魚介類の1人1年当たり消費量の変化（純食料ベース）



資料：農林水産省「食料需給表」



「さかなの日」のロゴ
さかなくんが命名
「いいなくん」



「さかなの日」アンバサダー
さかなくん



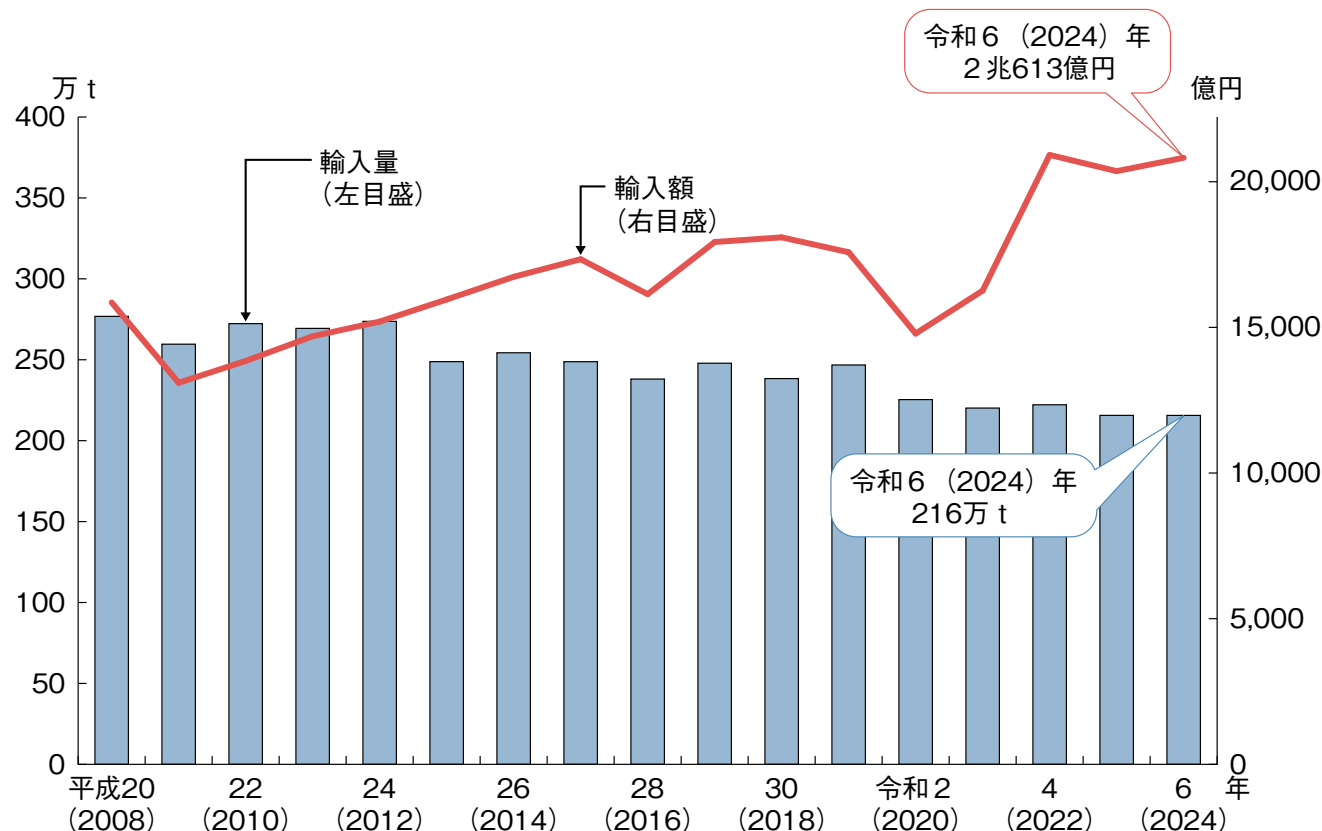
「さかなの日」応援団
サザエさん一家

(3) 水産物貿易の動向

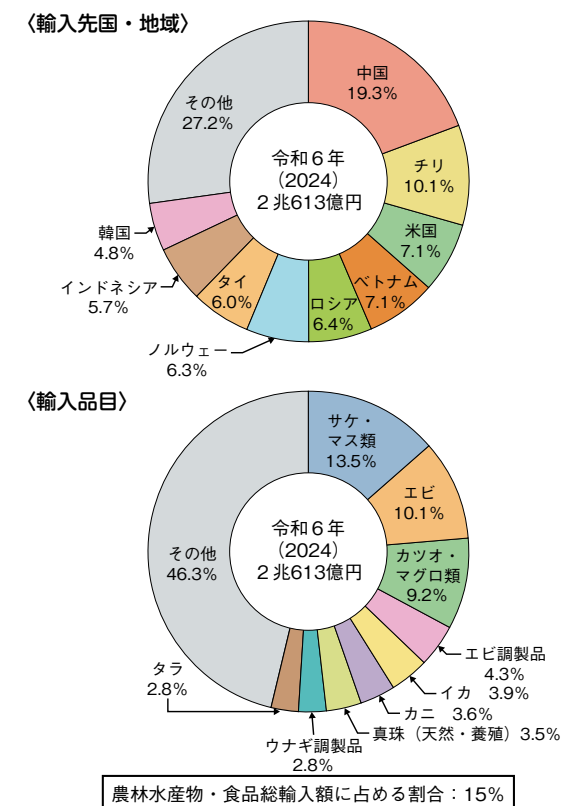
ア 水産物輸入の動向

- 令和6（2024）年の水産物輸入量（製品重量ベース）は、前年と変わらず216万t。輸入額は前年比2.2％増加の2兆613億円。
- 主な輸入先国・地域は中国、チリ、米国。品目別では、サケ・マス類、エビ、カツオ・マグロ類等が輸入額の上位。

我が国の水産物輸入量・輸入額の推移、輸入先国・地域・品目内訳



資料：財務省「貿易統計」に基づき水産庁で作成

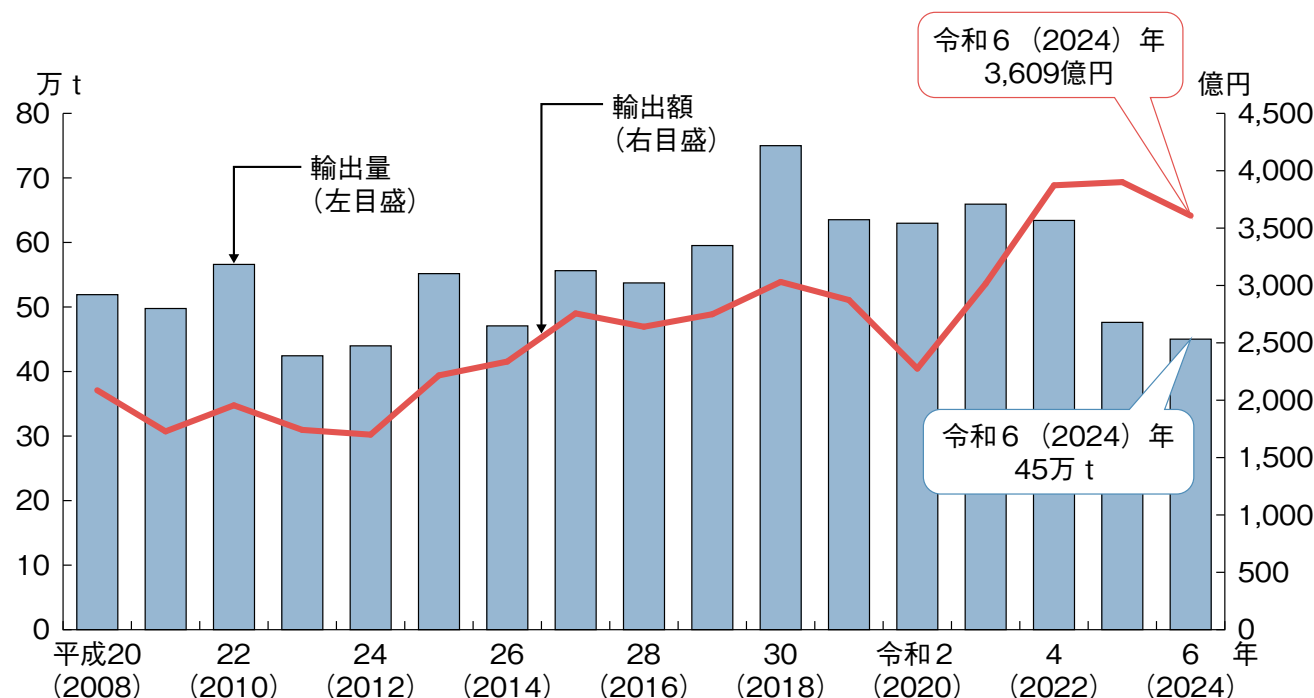


資料：財務省「貿易統計」（令和6（2024）年）に基づき水産庁で作成

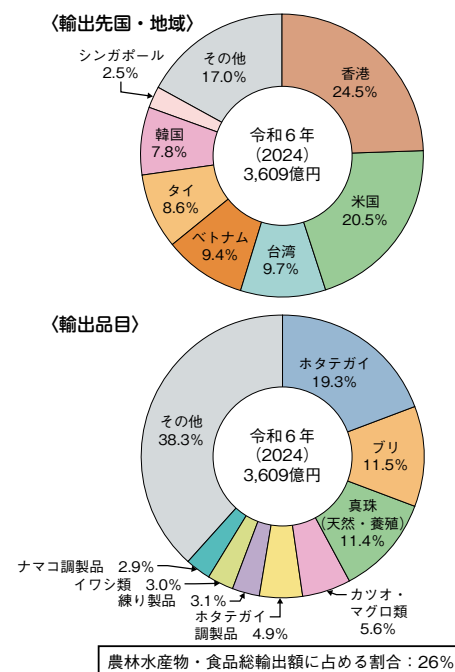
イ 水産物輸出の動向

- 令和6（2024）年の水産物輸出量（製品重量ベース）は、前年比5.5%減の45万t。輸出額は、前年比7.5%減の3,609億円。
- 主な輸出先国・地域は香港、米国、台湾。令和4（2022）年には、中国への輸出額が輸出額総額の22%を占めていたが、令和5（2023）年のALPS処理水海洋放出開始以降の同国の輸入規制により、令和6（2024）年の割合は2%に減少。
- 品目別では、ホタテガイ、ブリ、真珠が輸出額の上位。
- 「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」（令和2（2020）年決定）に基づき令和6（2024）年度末時点で、水産物の輸出重点品目として、ブリ、タイ、ホタテガイ、真珠及び錦鯉を選定。農林水産物・食品の輸出を拡大するため、輸出を意欲的に取り組もうとする生産者・事業者等の育成・支援を行う「農林水産物・食品輸出プロジェクト（GFP）」を推進。

我が国の水産物輸出量・輸出額の推移、輸出先国・地域・品目内訳



資料：財務省「貿易統計」に基づき水産庁で作成



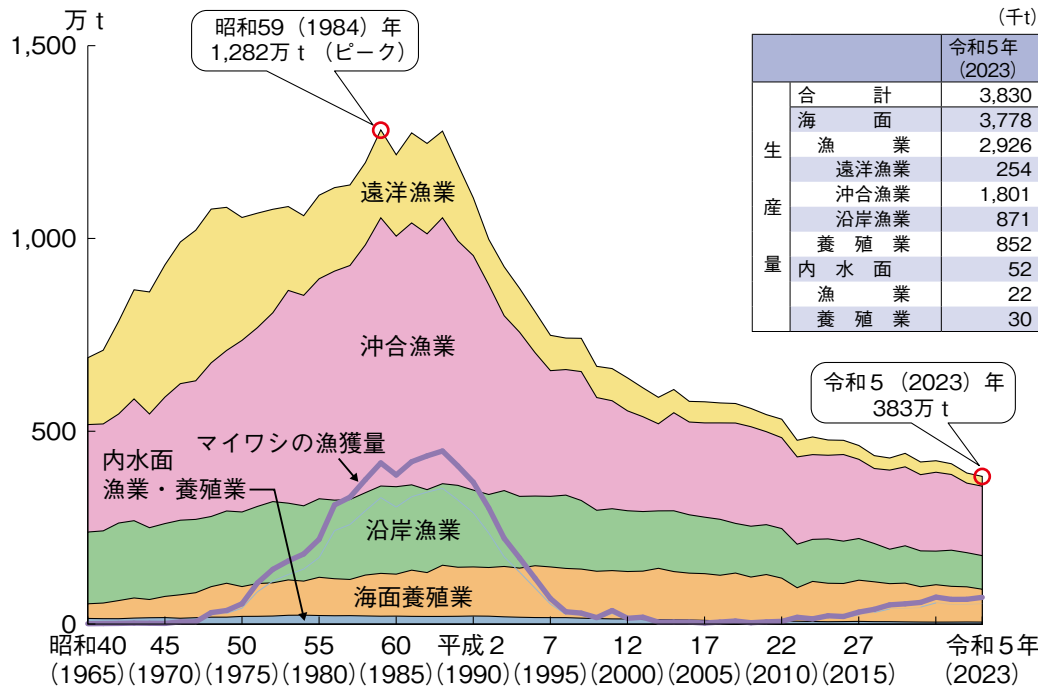
資料：財務省「貿易統計」（令和6（2024）年）に基づき水産庁で作成

第2章 我が国の水産業をめぐる動き

(1) 漁業・養殖業の国内生産の動向

- 令和5（2023）年の漁業・養殖業生産量は、前年から9万t減の383万t。うち海面漁業は前年から2万t減の293万t。ホタテガイ、サバ類等が減少。海面養殖業は6万t減の85万t。内水面漁業・養殖業は2千t減の5万t。
- 令和5（2023）年の漁業・養殖業の生産額は、前年から852億円増の1兆6,853億円（平成15（2003）年以降最も高い水準）。うち海面漁業は373億円増の9,534億円、海面養殖業は523億円増の5,956億円、内水面漁業・養殖業は45億円減の1,363億円。

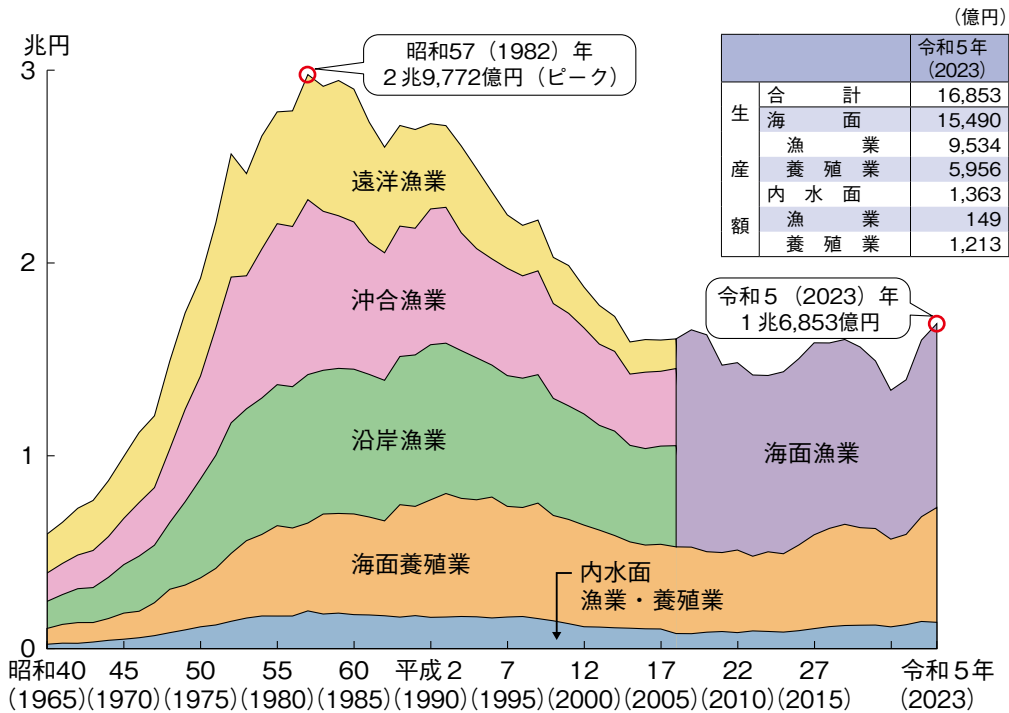
漁業・養殖業の生産量の推移



資料：農林水産省「漁業・養殖業生産統計」

注：漁業・養殖業生産量の内訳である「遠洋漁業」、「沖合漁業」及び「沿岸漁業」は、平成19（2007）年以降漁船のトン数階層別の漁獲量の調査を実施しないこととしたため、平成19（2007）～22（2010）年までの数値は推計値であり、平成23（2011）年以降の調査については「遠洋漁業」、「沖合漁業」及び「沿岸漁業」に属する漁業種類ごとの漁獲量を積み上げたものである。

漁業・養殖業の生産額の推移



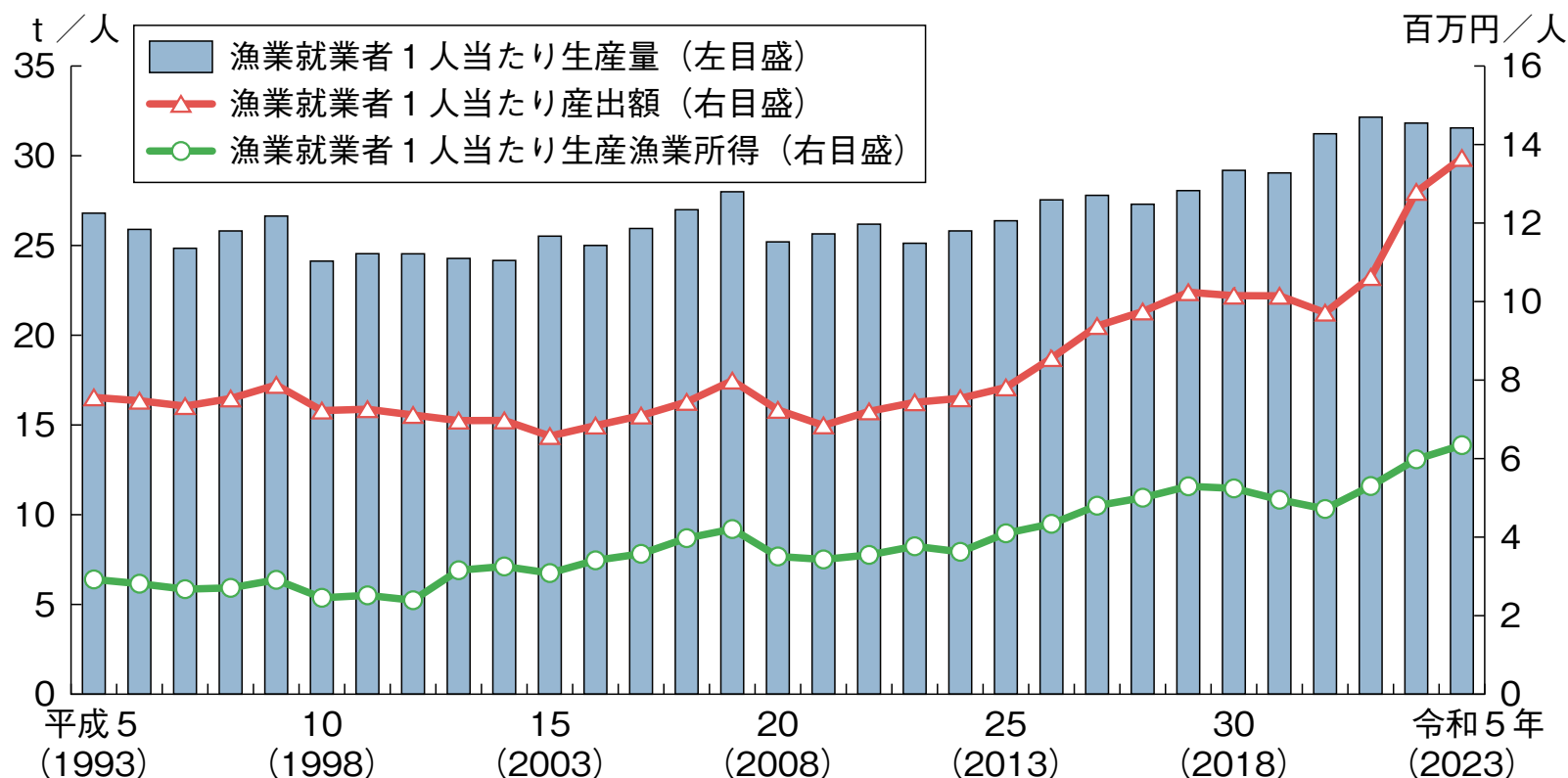
資料：農林水産省「漁業産出額」に基づき水産庁で作成

注：1）漁業生産額は、漁業産出額（漁業・養殖業の生産量に産地市場卸売価格等を乗じて推計したもの）に種苗の生産額を加算したもの。

2）海面漁業の部門別産出額については、平成19（2007）年からとりまとめを廃止した。

- 漁業就業者数が減少する中、我が国の漁業就業者1人当たりの産出額及び生産漁業所得は概ね増加傾向で推移。
- 漁業就業者1人当たりの産出額等は、平成29（2017）年以降減少が続いたものの令和3（2021）年より増加。
- 令和5（2023）年は、漁業就業者1人当たりの産出額は1,366万円、生産漁業所得は634万円。

漁業就業者1人当たりの生産性



資料：農林水産省「漁業センサス」（平成5（1993）、10（1998）、15（2003）、20（2008）、25（2013）、30（2018）及び令和5（2023）年の漁業就業者数）、「漁業構造動態調査」（令和元（2019）年以降の漁業就業者数）、「漁業就業動向調査」（その他の年の漁業就業者数）、「漁業・養殖業生産統計」（生産量）及び「漁業産出額」（産出額・漁業所得）に基づき水産庁で作成

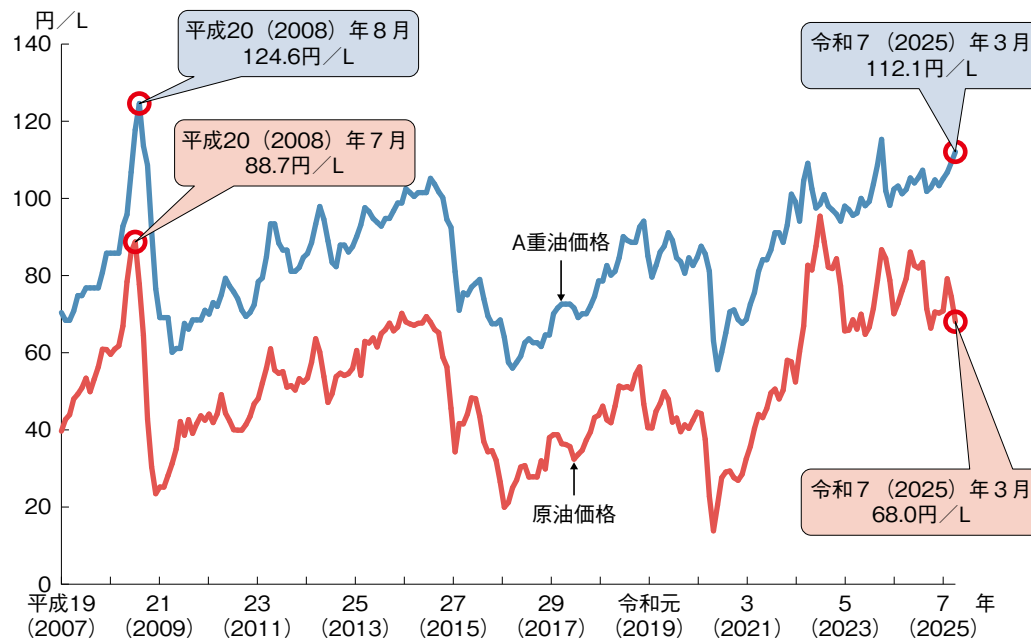
- 注：1）漁業就業者1人当たり生産量は、生産量合計を漁業就業者数で除したもの。
 2）漁業就業者1人当たり産出額は、漁業産出額合計（種苗生産額は含まない）を漁業就業者数で除したもの。
 3）漁業就業者1人当たり生産漁業所得は、生産漁業所得合計（種苗に係るものは含まない）を漁業就業者数で除したもの。
 4）生産漁業所得は、漁業産出額から物的経費（減価償却費、間接税を含む）を控除したもの。
 5）平成23（2011）及び24（2012）年は、岩手県、宮城県及び福島県を除く（内水面漁業・養殖業産出額は、魚種ごとの全国平均価格から推計）。



(2) 漁業・養殖業の経営の動向

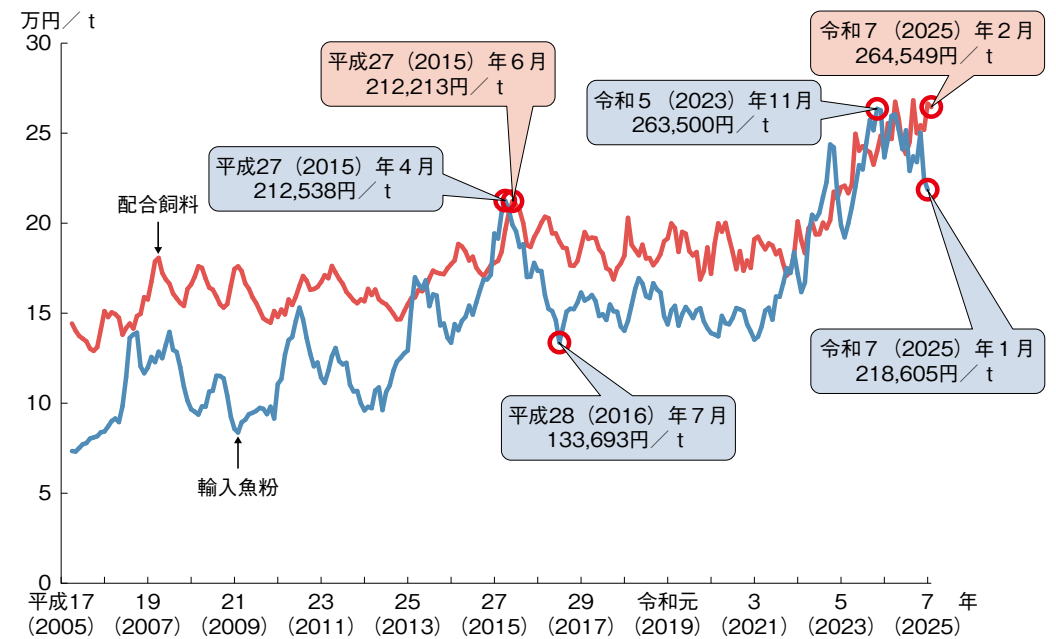
- 令和5（2023）年の沿岸漁船漁業を営む個人経営体の平均漁労所得は、前年から33万円減少して219万円。全ての漁船漁業を営む個人経営体のうち、同年の基幹的漁業従事者が65歳未満の経営体の漁労所得は703万円。
- 令和5（2023）年の海面養殖業を営む個人経営体の平均漁労所得は、前年から469万円増加して1,533万円。
- 燃油価格は、新型コロナウイルス感染症拡大による世界的な経済活動の停滞からの回復等による影響やロシア・ウクライナ情勢による影響等もあり、高値水準で、かつ、不安定な動き。
- 魚類養殖用配合飼料の主原料である魚粉の輸入価格は、世界における魚粉需要の拡大、新型コロナウイルス感染症による世界的な経済活動の停滞からの回復等により上昇傾向で推移。
- 燃油・配合飼料の価格高騰対策として、漁業経営セーフティーネット構築事業等を措置。

燃油価格の推移



資料：水産庁調べ

配合飼料及び輸入魚粉価格の推移

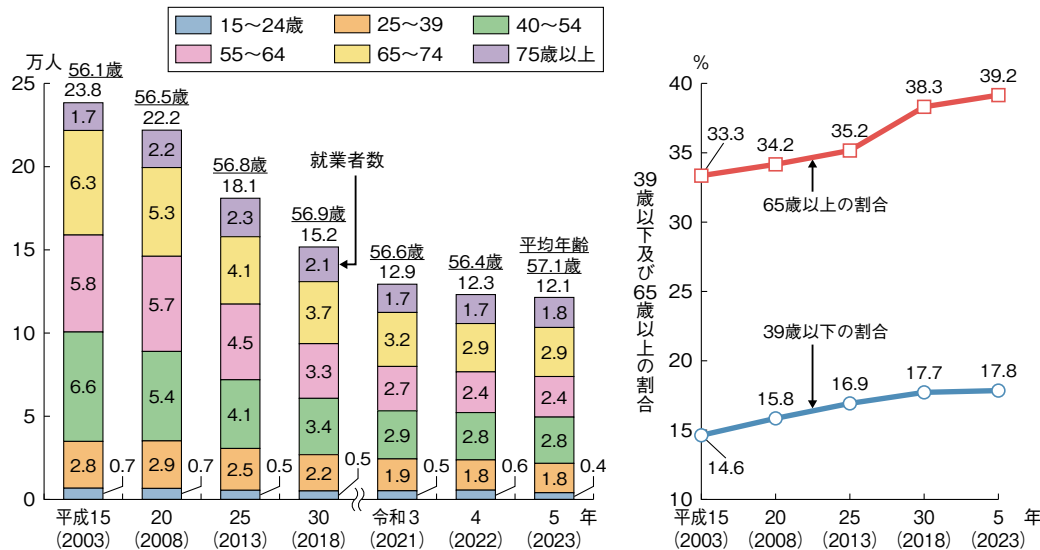


資料：財務省「貿易統計」（魚粉）、一般社団法人日本養魚飼料協会調べ（配合飼料、平成25（2013）年6月以前）及び水産庁調べ（配合飼料、平成25（2013）年7月以降）

(3) 漁業の就業者・漁業労働環境をめぐる動向

- 漁業就業者数は一貫して減少傾向で、令和5（2023）年は12万1,389人。
- 令和5（2023）年度の新規漁業就業者は、1,733人。国等は、漁業就業相談会の開催、インターンシップ、漁業現場での長期研修等、新規漁業就業者の確保に向けた取組を支援。
- 令和6（2024）年の漁船の船舶事故隻数は464隻、漁船の船舶事故に伴う死者・行方不明者数は22人。漁業における労働災害発生率は、陸上における全産業の平均の4倍と高い水準。
- 海中転落時には、着用が義務付けられているライフジャケットの着用が生存に大きな役割（非着用の場合と比べ約1.7倍の生存率）。

漁業就業者数の推移



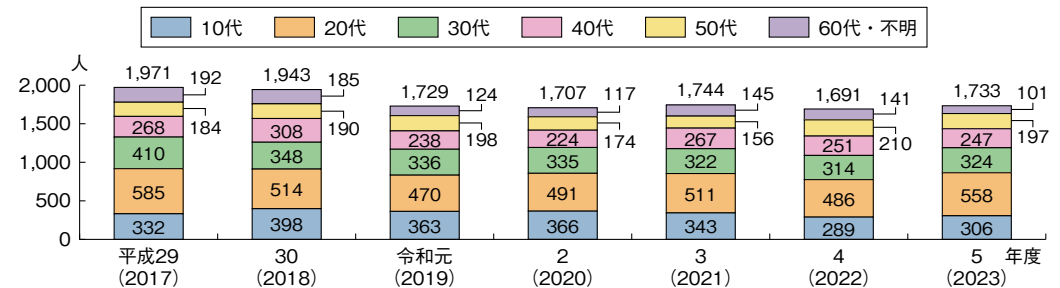
資料：農林水産省「漁業センサス」（平成15（2003）、20（2008）、25（2013）、30（2018）及び令和5（2023）年）及び「漁業構造動態調査」（令和3（2021）及び4（2022）年）

注：1）「漁業就業者」とは、満15歳以上で過去1年間に漁業の海上作業に30日以上従事した者。

2）平成20（2008）年以降は、雇い主である漁業経営体の側から調査を行ったため、これまでは含まなかった非沿海市区町村に居住している者を含んでおり、平成15（2003）年とは連続しない。

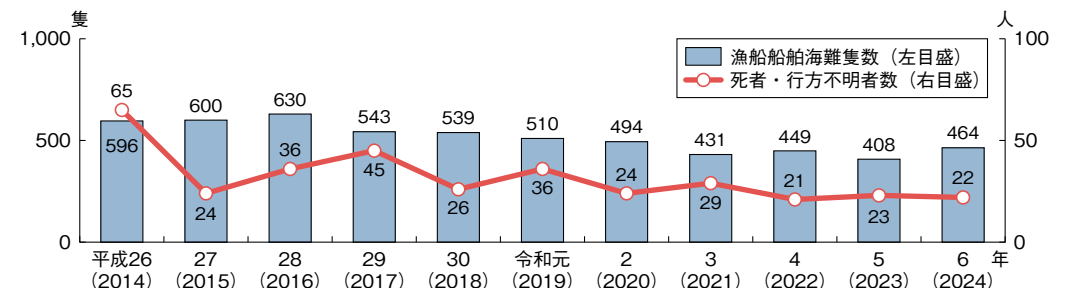
3）平均年齢は、「漁業構造動態調査」及び「漁業センサス」より各階層の中位数（75歳以上の階層については80を使用。）を用いた推計値。

新規漁業就業者数の推移



資料：都道府県が実施している新規漁業就業者に関する調査から水産庁で推計

漁船の船舶事故隻数及び船舶事故に伴う死者・行方不明者数の推移



資料：海上保安庁調べ



(4) スマート水産業の推進等に向けた技術の開発・活用

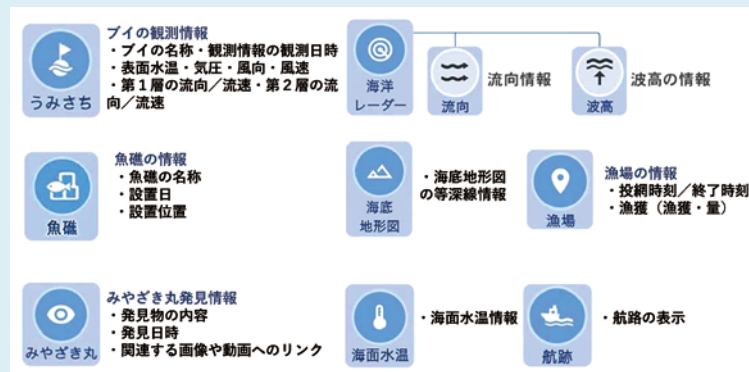
- 漁業・養殖業生産量の減少、漁業就業者数の減少等の現状に直面している水産業の成長産業化を目指し、精度の高い資源評価の実施や省人化・省力化による収益性の向上を図るため、資源評価、漁業・養殖業、加工・流通の各分野において、ICT、IoT、AI、ドローン等を活用した効率的な取組に関する技術の開発、導入及び高度化を推進。
- スマート水産技術を使い得る人材の裾野を拡大していくため、スマート水産業に係る人材バンクの設置等の取組を推進。
- 資源管理、生産、加工、流通、消費の各段階で実施されてきたデジタル化の取組を面的に地域一体で取り組む「デジタル水産業戦略拠点」の創出を目指し、令和6（2024）年度末までに5地区を選定。

事例 操業支援に資するスマートフォンアプリの開発 (宮崎県)

- ▶ 宮崎県では、浮魚礁により観測された表層水温、風速等のデータや海洋レーダーにより観測された流向、波高等の情報を漁業者が船上で入手できるスマートフォンのアプリ「宮崎県漁業技術支援システム」を開発・公表。
- ▶ これらの情報は、漁業者の操業の可否の判断、漁場の探索等を支援。
- ▶ また、自船の航路、投網や揚網、漁獲実績等を記録することができ、経験や勘の可視化、操業の効率化や後継者等への技術の承継に利用されている。



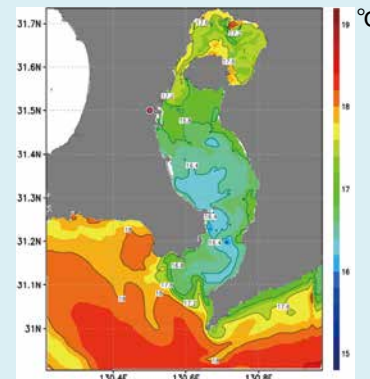
画面イメージ



表示情報の一例

事例 デジタル水産業戦略拠点のモデル地区(鹿児島県)

- ▶ 鹿児島県では、「スマート水産業の推進」を掲げ、漁船漁業のスマート化、市場業務のデジタル化、稚うなぎトレーサビリティ、赤潮被害対策ネットワークの主に四つの分野のデジタル化を推進。
- ▶ 鹿児島県漁獲情報デジタル化推進協議会が事務局となり、共通の課題への対応や水産業に係る技術の橋渡しとなる体制の構築を目指す。
- ▶ これらの連携により、相互の情報共有や各取組の更なる発展、新たなデジタル化の取組の創出が期待。

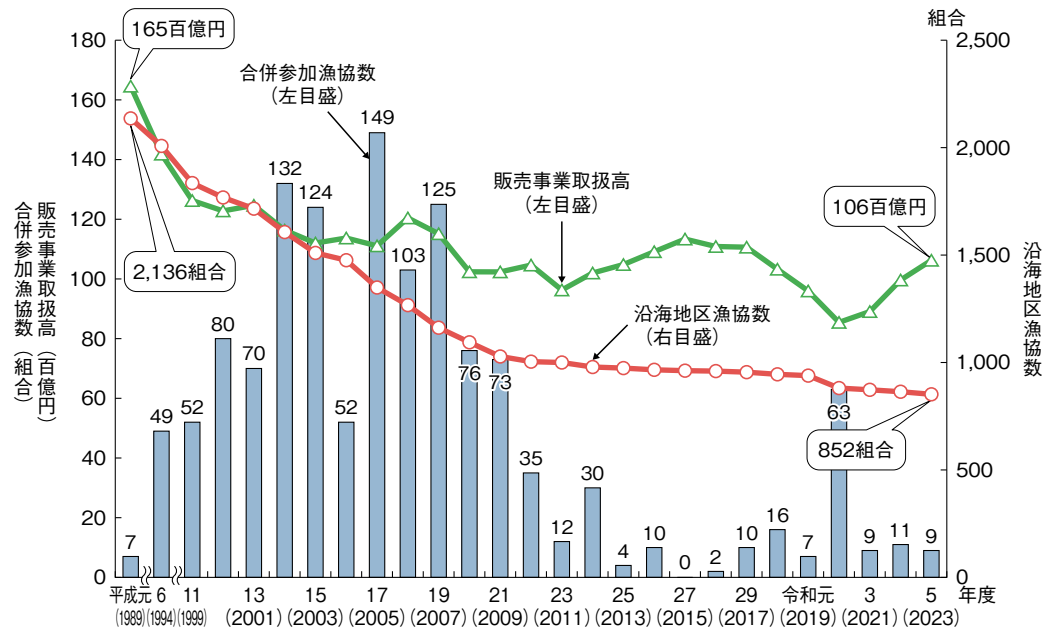
漁船漁業のスマート化
ー鹿児島湾海況予測(海水温)市場業務のデジタル化
ー自動計量器



(5) 漁業協同組合の動向、水産物の流通・加工の動向

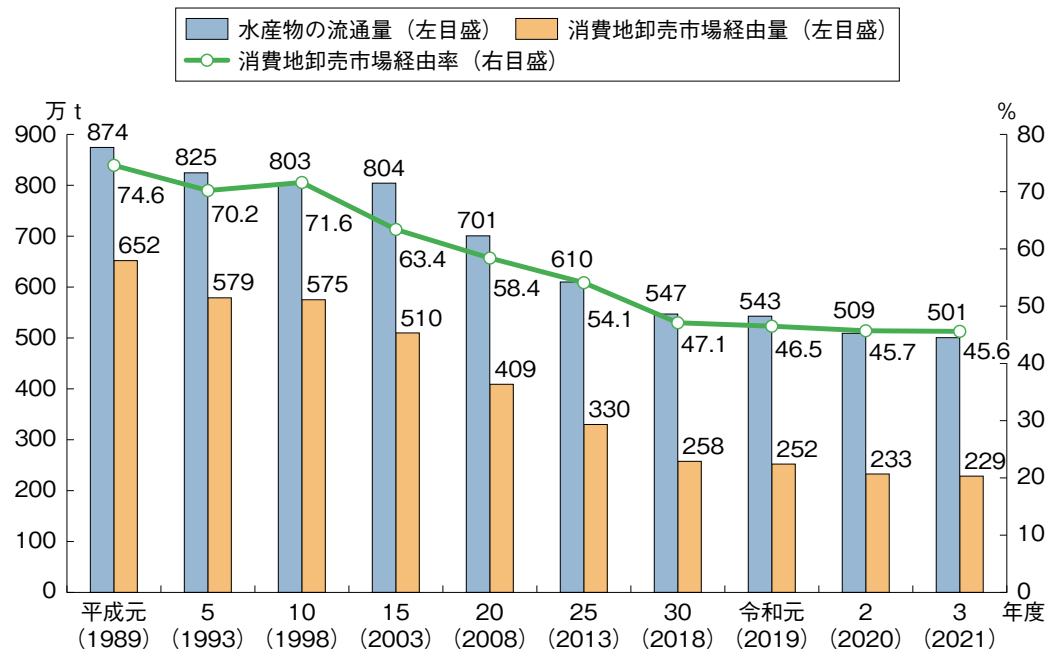
- 漁協は販売等の事業の実施など漁業経営の安定・発展に貢献。水産資源の適切な利用や管理等、漁村の地域経済や社会活動を支える中核的な組織。
- 令和5年度末時点の組合数（沿海地区）は852組合。合併等により組合の事業及び経営の基盤を強化するとともに、販売事業の一層の強化を図る必要。
- 卸売市場は水産物を効率的に流通させる上で重要な役割を担っているが、水産物の消費地卸売市場経由率は低下傾向であり市場外流通が増加。特に産地市場については、市場の統廃合等による市場機能の維持・強化が必要。
- 水産加工業者にとって経営体力不足、従業員不足、原材料の調達難等が課題であり、生産・加工・流通・販売が連携しマーケットニーズに応えるバリューチェーンの構築等の取組を支援。

沿海地区漁協数、合併参加漁協数及び販売事業取扱高の推移



資料：水産庁「水産業協同組合年次報告」（沿海地区漁協数）、「水産業協同組合統計表」（販売事業取扱高）及び全国漁業協同組合連合会調べ（合併参加漁協数）

水産物の消費地卸売市場経由量と経由率の推移



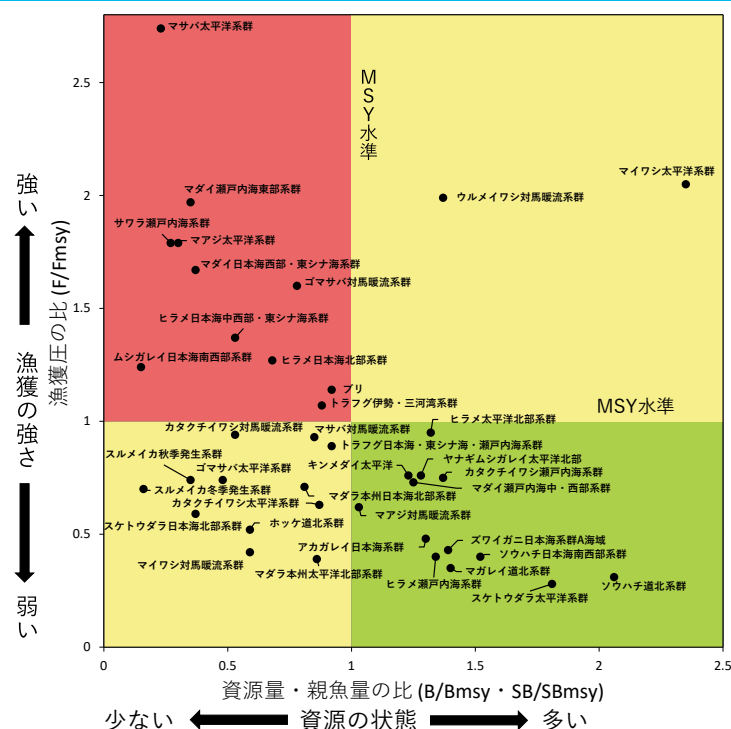
資料：農林水産省「卸売市場データ集」

第3章 水産資源及び漁場環境をめぐる動き

(1) 我が国周辺の水産資源

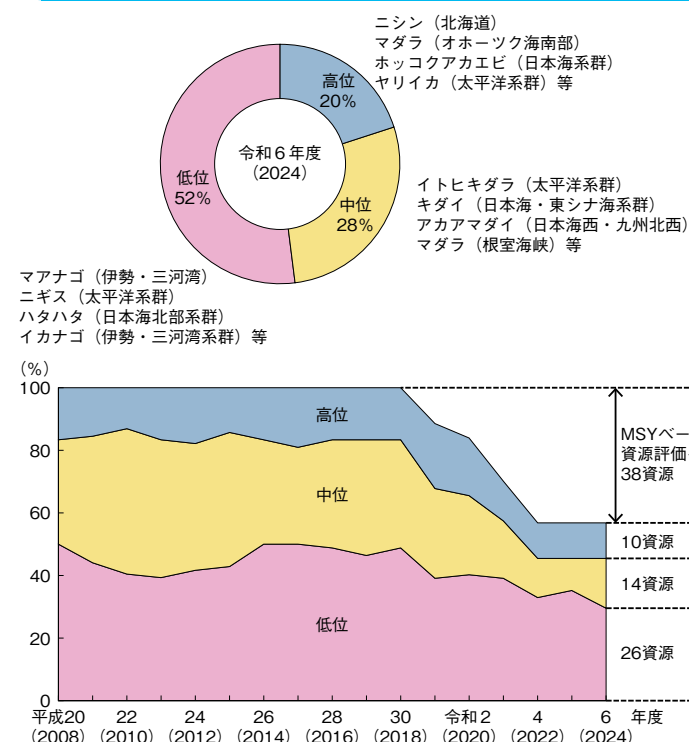
- 水産資源の管理は、資源評価に基づき適切な管理措置をとることが重要。
- 資源評価対象種を平成30（2018）年度の50種から、令和3（2021）年度までに192種に拡大。
- 資源評価対象種のうち、最大持続生産量（MSY）を達成するための資源量と漁獲の強さの算出を令和6（2024）年度までに22種38資源に実施。
- このほか、36種50資源について、高位・中位・低位の3区分による資源評価を実施。

MSYをベースとした資源評価



資料：水産庁・国立研究開発法人水産研究・教育機構「我が国周辺の水産資源の評価」に基づき水産庁で作成

高位・中位・低位の3区分による資源評価



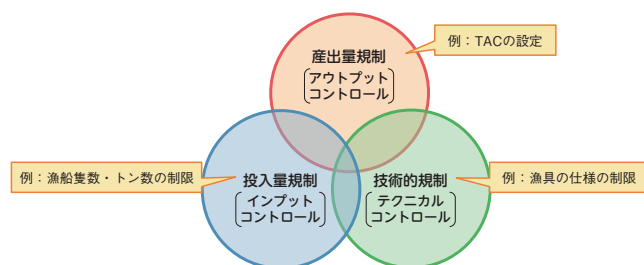
資料：水産庁・水産研究・教育機構「我が国周辺の水産資源の評価」に基づき水産庁で作成
注：資源水準を区分した種・資源数は、以下のとおり。
令和元（2019）年度：MSYベースの資源評価に移行したサバ類等4種7資源を除く48種30資源
令和2（2020）年度：MSYベースの資源評価に移行したマアジ、マイワシ等8種14資源を除く45種73資源
令和3（2021）年度：MSYベースの資源評価に移行したカタクチイワシ、ウルメイワシ等17種26資源を除く42種61資源
令和4（2022）・5（2023）・6（2024）年度：MSYベースの資源評価に移行したトラフグ、キンメダイ等22種38資源を除く36種50資源



(2) 我が国の資源管理

- 資源管理とは、漁業活動（採捕の数量）を調整し必要な資源量の水準を確保しながら水産資源の持続的な利用を図る取組であり、その手法は、1) 投入量規制、2) 技術的規制、3) 産出量規制（TAC管理）の三つに大別。
- 漁業法では、MSYを実現するために維持し、又は回復させるべき資源量の水準の値を資源管理の目標とし、目標達成の手法はTAC管理が基本。
- また、TAC管理に加え、資源の特性や漁業の実態を踏まえ、操業期間、漁具の制限等の手法を組み合わせることで資源管理を適切に実施。
- 採貝・採藻、定置漁業、養殖業、内水面漁業等については漁業権制度で管理。沖合・遠洋漁業等については許可制度等で管理。

資源管理手法の相関図



漁業権制度及び漁業許可制度の概念図

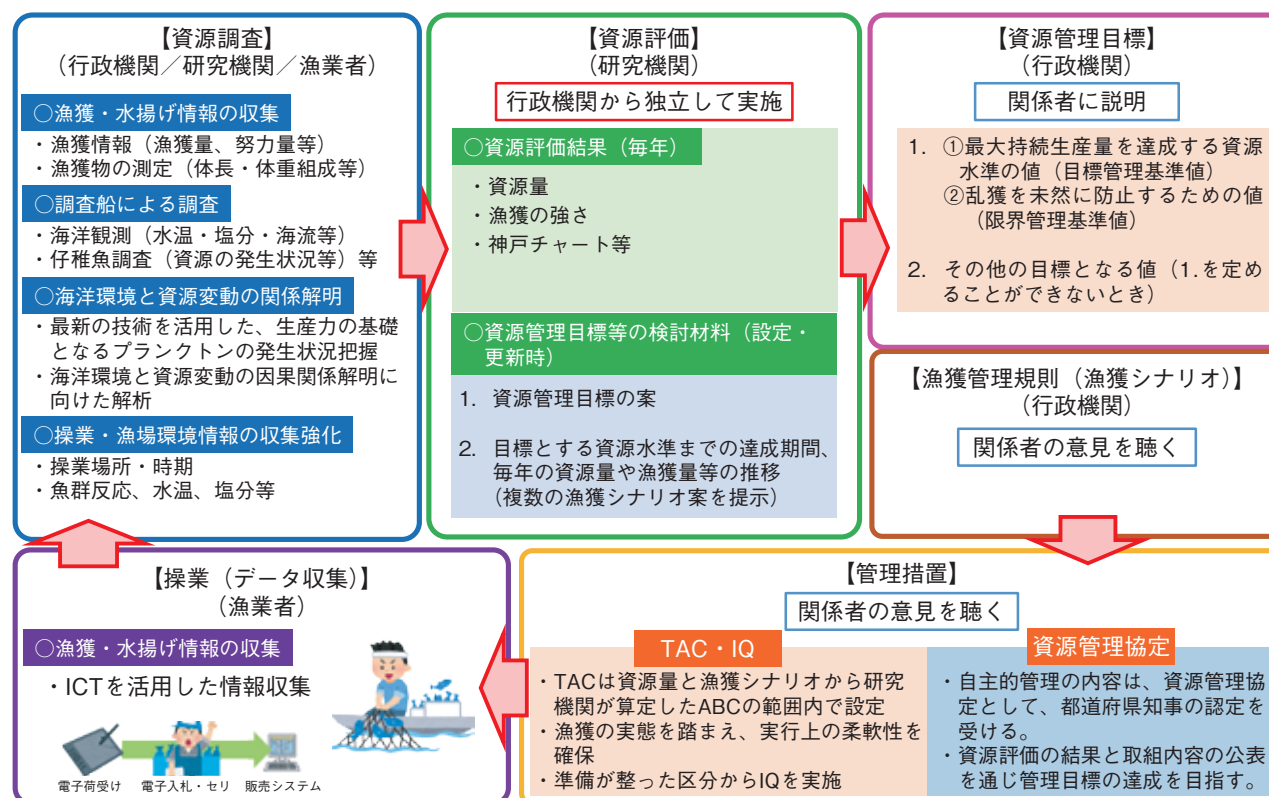
漁業権漁業 知事が漁協又は個人・法人に対し、特定の沿岸漁業・養殖業を排他的に営む権利を免許。

知事許可漁業 都道府県の沖合で操業する漁業について知事が許可。

大臣許可漁業 複数の県の沖合や外国へ出漁する漁業について国（農林水産大臣）が許可。



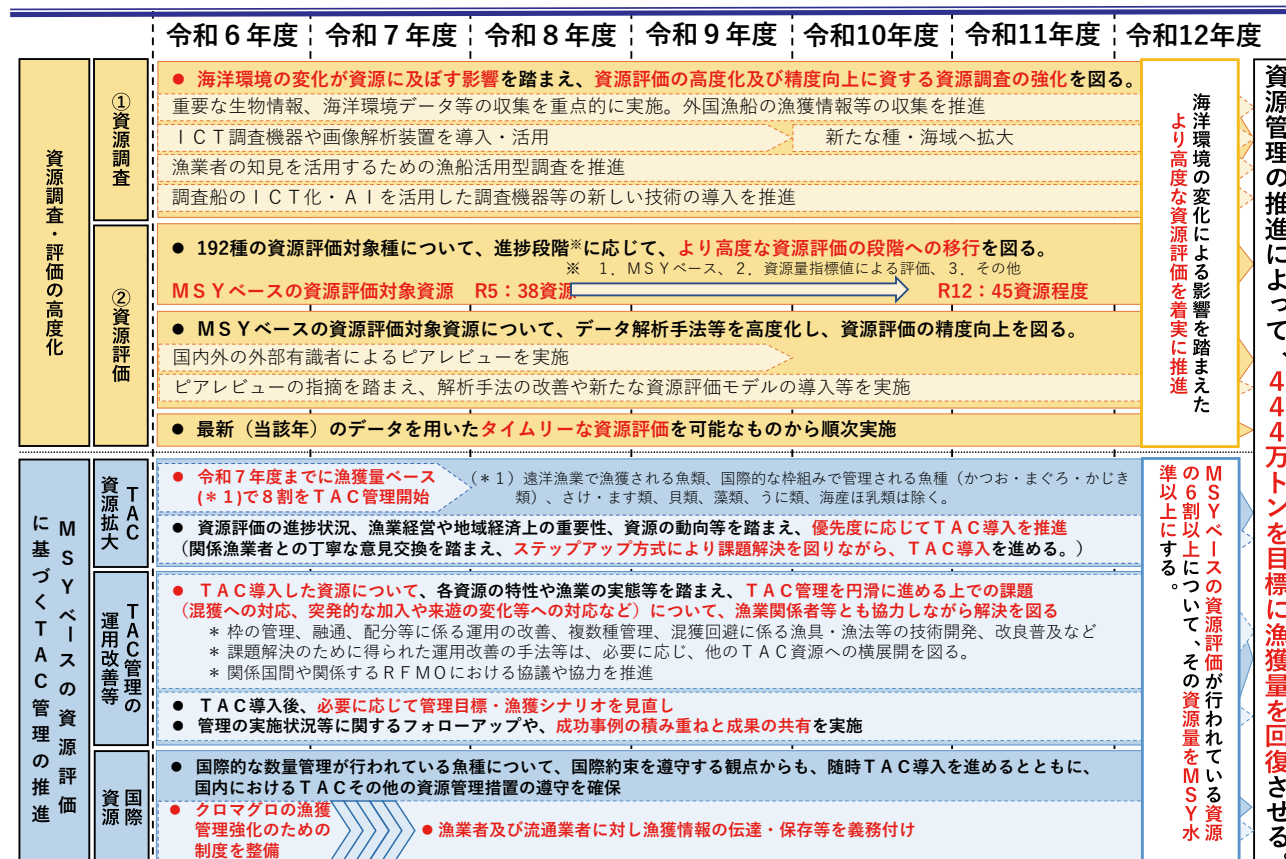
資源管理の流れ



- 令和6（2024）年3月、令和12（2030）年度に444万tまで漁獲量を回復させることを目指すための目標と工程を示した「資源管理の推進のための新たなロードマップ」を公表。同ロードマップでは、資源調査・評価の高度化及びTAC管理の推進において以下の記載。

- 資源評価の高度化と精度向上に資する調査の強化を図ること
- MSYベースの資源評価対象資源を38資源から45資源程度に拡大すること
- 令和7（2025）年度までに漁獲量ベースで8割の資源でTAC管理を開始すること

資源管理の推進のための新たなロードマップ（資源調査・評価の高度化、TAC管理の推進）



- また、IQ管理の推進、自主的資源管理の推進、遊漁の管理の推進及びDX推進において以下の記載。
- IQの実施状況を検討し運用面の課題解決を図るとともに大臣許可漁業におけるIQ管理を拡大すること
 - 資源管理協定の効果検証で「効果あり」と判断された協定の割合を令和10（2028）年度に8割とすること
 - 遊漁管理のうちクロマグロに係るものは、現行措置の強化や管理の高度化を図りTACによる管理への移行を推進するとともに、クロマグロ以外の資源についても採捕量の情報収集等を推進すること
 - 現場の漁獲報告の負担感を軽減するデジタル化を推進、水産庁データ収集・管理システムを高度化すること

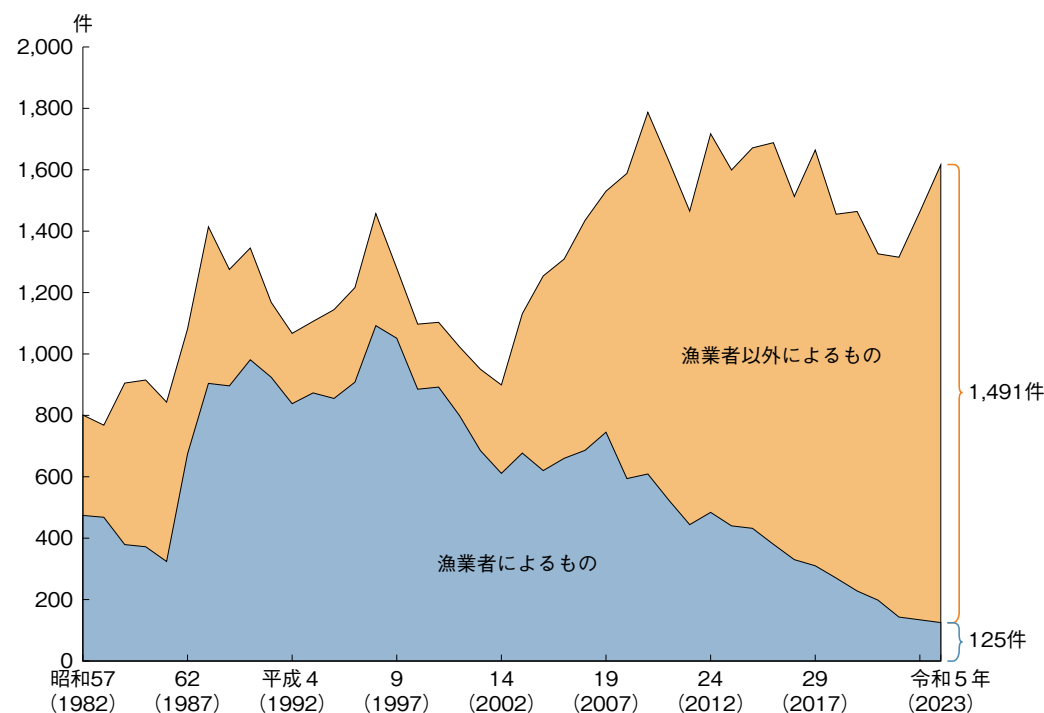
資源管理の推進のための新たなロードマップ（IQ管理の推進、自主的資源管理の推進、遊漁の管理の推進及びDX推進）



(3) 実効性ある資源管理のための取組

- 令和5（2023）年における全国の密漁の検挙件数は、1,716件（うち海面1,653件、内水面63件）。近年は漁業者以外によるものが漁業者によるものを大きく上回り、近年は密漁の手口が悪質化・巧妙化。
- 特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律により、違法に採捕された水産動植物の流過程での混入を防止。国内においては特定の水産動植物を取り扱う漁業者等に対し、行政機関への届出、漁獲番号の伝達等を義務付け。
- 令和6（2024）年の水産庁による外国漁船等の取締実績は、立入検査7件、^だ拿捕^ほ1件、違法設置漁具の押収18件。

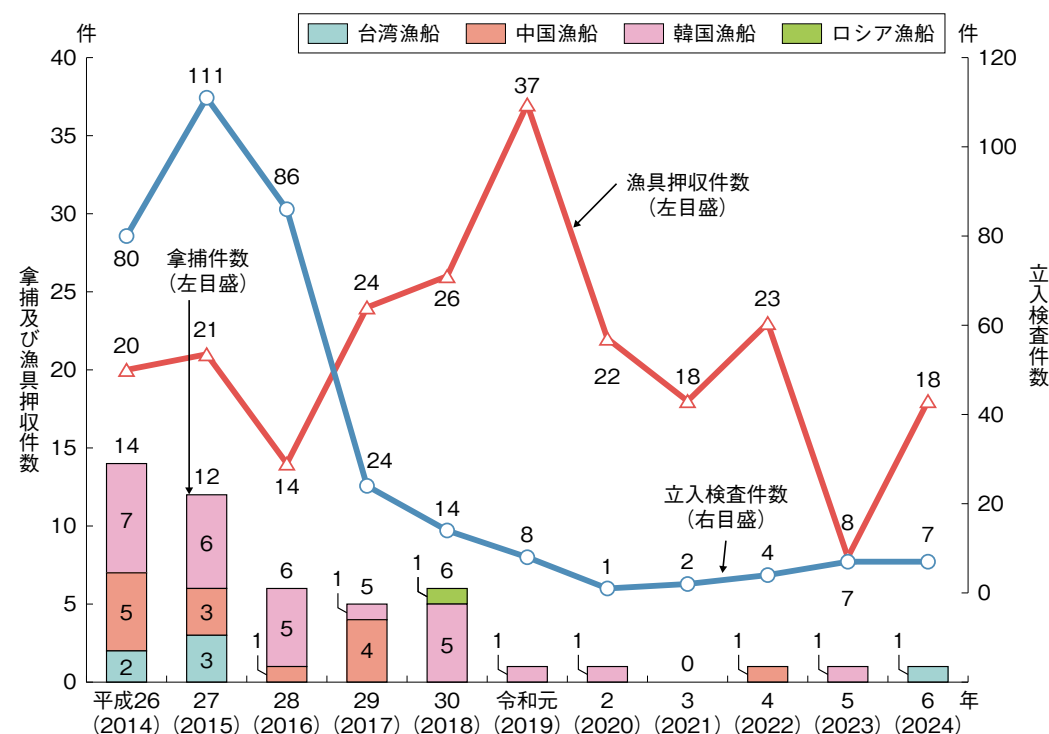
我が国の海面における漁業関連法令違反の検挙件数の推移



資料：水産庁調べ

注：令和5（2023）年の合計は、漁業者によるものと漁業者以外によるもののほか、不詳及び漁業者と非漁業者の共謀の37件を含む。

水産庁による外国漁船等の拿捕・立入検査等の件数の推移



資料：水産庁調べ

注：公海における乗船検査を含まない。

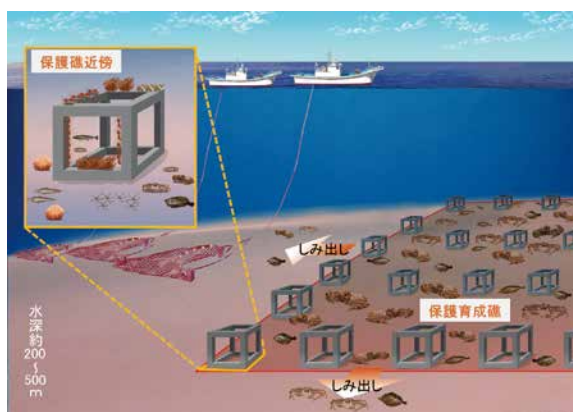


(4) 資源を積極的に増やすための取組、漁場環境をめぐる動き

- 種苗放流は、都道府県の栽培漁業センター等を中心として、ヒラメ、マダイ、ウニ類、アワビ類等全国で約70種を対象とし、地域の実情や海域の特性等を踏まえ、資源管理の一環として実施。
- 水産庁は、水産資源の保護・増殖のため、保護育成礁やマウンド礁の整備を実施。
- 海藻類の成長、魚類や二枚貝等の餌となるプランクトンの増殖には窒素やリン等の栄養塩類が必要であるが、閉鎖性水域では栄養塩類の減少等が養殖ノリの色落ちやイカナゴ等の魚介類の減少の要因となっている可能性が示唆。瀬戸内海では、瀬戸内海環境保全特別措置法における栄養塩類管理制度により、栄養塩類の供給・管理が可能となり、水質の改善と水産資源の持続可能な利用の確保の調和・両立を推進。
- 有明海等の再生については、有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律に基づき、環境の保全・改善、水産資源の回復等の施策を実施。
- 海洋プラスチックごみは、環境や生態系に影響を与えるほか、漁獲物への混入等が漁業にも影響。水産庁は、使用済漁具の計画的処理を推進するための指針の策定、生分解性プラスチック等の環境に配慮した素材を用いた漁具の開発・改良の支援、環境省や都道府県等と連携した漁業者による海洋ごみの持ち帰りの促進等を実施。

保護育成礁・マウンド礁のイメージ

①保護育成礁の仕組み(イメージ)



②マウンド礁の仕組み(イメージ)



生分解性プラスチックを用いたフロートの試作品と実証試験



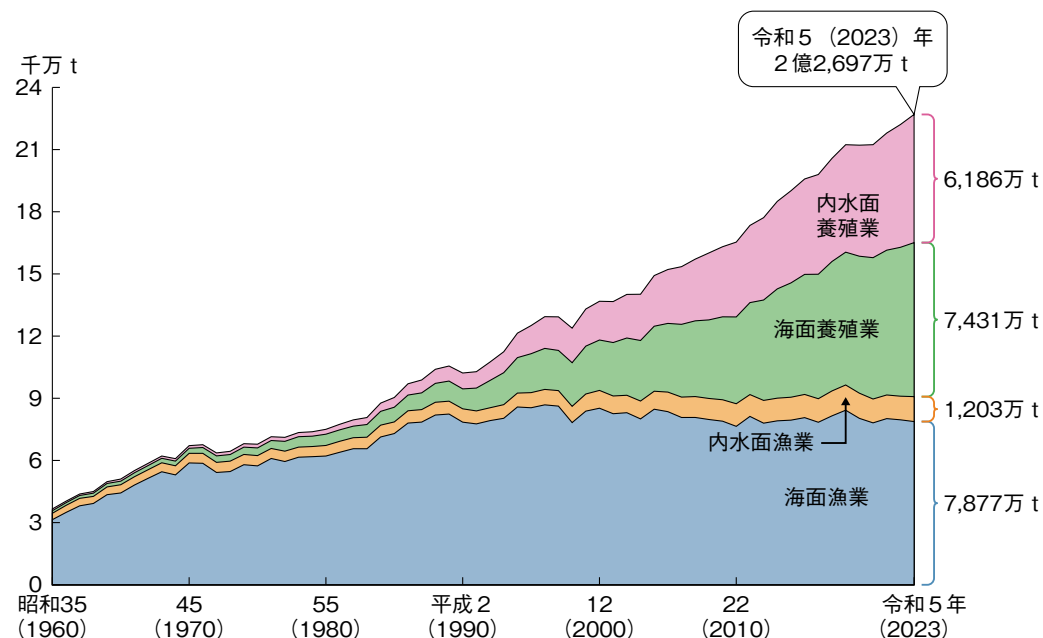
(写真提供：公益財団法人海と渚環境美化・油濁対策機構)

第4章 水産業をめぐる国際情勢

(1) 世界の漁業・養殖業生産、水産物消費

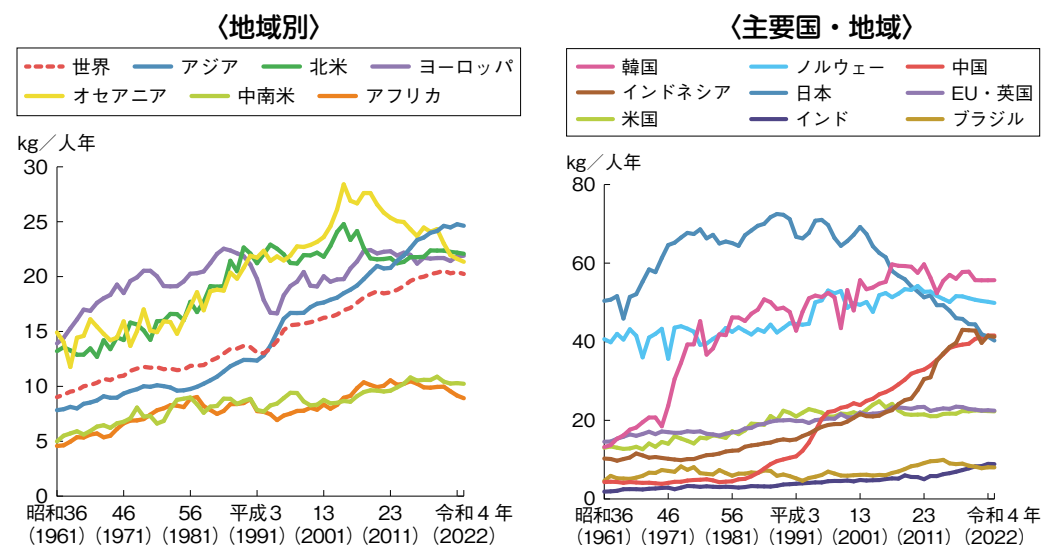
- 世界の漁業・養殖業の生産量は増加傾向。漁業の漁獲量は横ばい傾向である一方、養殖業の収獲量は急激に増加。
- 漁獲量は、EU・英国、米国、我が国等の先進国・地域では、おおむね横ばいから減少傾向。インドネシア、ベトナム等の開発途上国で増加傾向。
- 養殖業の収獲量は、中国及びインドネシアの増加が顕著。
- 世界の1人1年当たりの食用魚介類の消費量は増加する一方、我が国の1人1年当たりの食用魚介類の消費量は、減少傾向で推移。

世界の漁業・養殖業生産量の推移



資料：FAO「Fishstat (Global capture production, Global aquaculture production)」(日本以外)及び農林水産省「漁業・養殖業生産統計」(日本)に基づき水産庁で作成

世界の1人1年当たり食用魚介類消費量の推移
(粗食料ベース)



資料：FAO「FAOSTAT (Food Balance Sheets)」(日本以外)及び農林水産省「食料需給表」(日本)に基づき水産庁で作成

注：1) 粗食料とは、廃棄される部分も含んだ食用魚介類の数量。

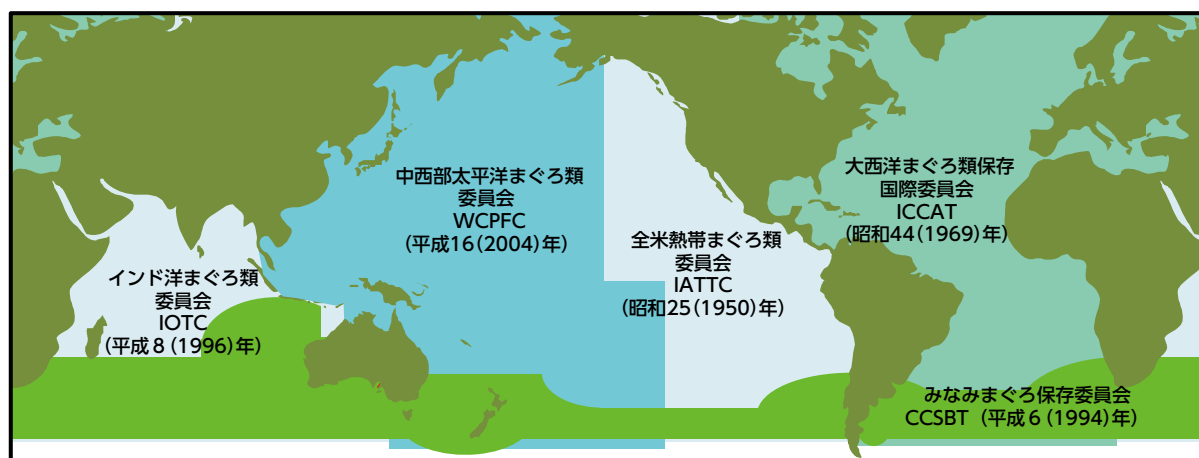
2) 中南米は、カリブ海地域を含む。

(2) 国際的な資源管理

ア 地域漁業管理機関の動向、IUU漁業の撲滅に向けた動き

- 太平洋クロマグロは、平成27（2015）年以降の資源管理の取組の結果、親魚資源量は回復傾向にあり、令和6（2024）年のWCPFC年次会合において、令和7（2025）年以降の小型魚の漁獲上限を10%、大型魚の漁獲上限を50%増枠することを基本とした措置が採択。
- 北太平洋の公海でサンマ、マサバ等の資源を管理する北太平洋漁業委員会（NPFC）では、①サンマについて、令和7（2025）年における公海のTACを前年から10%削減し、12万1,500tとするとともに、沿岸国のEEZ内では8.1万t以内に抑制する措置、②マサバについて、公海における漁獲上限を前年の10万tから約3割削減して7.1万tとする措置等が合意。
- 地域漁業管理機関では、違法・無報告・無規制（IUU）漁業への関与が確認された漁船や運搬船等のリスト化、漁獲証明制度等、IUU漁業の抑制・根絶に向けた取組を国際的に推進。
- 特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律では、国際的なIUU漁業防止の観点から、特定の水産動植物等の輸入に際し、外国の政府機関が発行した証明書等の添付を義務付け。

カツオ・マグロ類を管理する地域漁業管理機関と対象水域



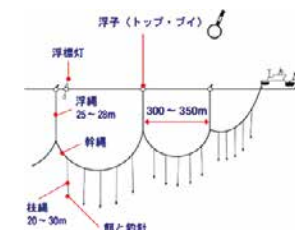
注：（ ）は条約発効年

太平洋クロマグロ



資料：水産研究・教育機構 令和5年度
国際漁業資源の現況

まぐろはえなわ漁業



資料：一般社団法人大日本水産会

イ 二国間等の漁業関係

- 我が国では、ロシア、韓国、中国それぞれの国と漁業に係る二国間の協定を締結。
- ロシアとの間では、令和6（2024）年は、日ソ地先沖合漁業協定、日ソ漁業協力協定及び貝殻島昆布協定に基づき日ロ双方の漁船が操業。北方四島周辺水域操業枠組協定に基づく交渉については、令和5（2023）年分の操業に係る協議からロシア側が応じていない状況が継続。
- 韓国及び中国との間では、現在相互入漁が停止。
- 台湾との間では、日台民間漁業取決めにに基づき、適用水域における操業ルールの改善に向けた協議を開催。令和7（2025）年漁期の操業ルールについて、日本漁船が操業する水域への漁具流出を抑止するための台湾側の措置を明確に規定。

(3) 捕鯨業をめぐる動き



- 我が国は、令和元（2019）年6月末をもって国際捕鯨取締条約から脱退し、同年7月から大型鯨類を対象とした捕鯨業を再開。
- 令和2（2020）年10月に策定した「鯨類の持続的な利用の確保のための基本的な方針」に基づき、必要な施策を実施。
- 令和6（2024）年7月に、資源調査の結果から北太平洋において資源量が豊富なナガスクジラを新たに捕獲対象種として追加。
- 鯨類科学調査については、国際捕鯨委員会（IWC）等の国際機関と連携して実施し、科学的知見に基づく鯨類の資源管理に貢献。

捕鯨業の対象種及び令和6（2024）年の捕獲枠と捕獲頭数

	母船式捕鯨業			基地式捕鯨業		
	ニタリクジラ	イワシクジラ	ナガスクジラ	ミンククジラ	ニタリクジラ	ツチクジラ
捕獲枠	175	25	59	142	12	58
捕獲頭数	175	25	30	87	4	39
水産庁留保	0	0	0	0	0	0

ナガスクジラ



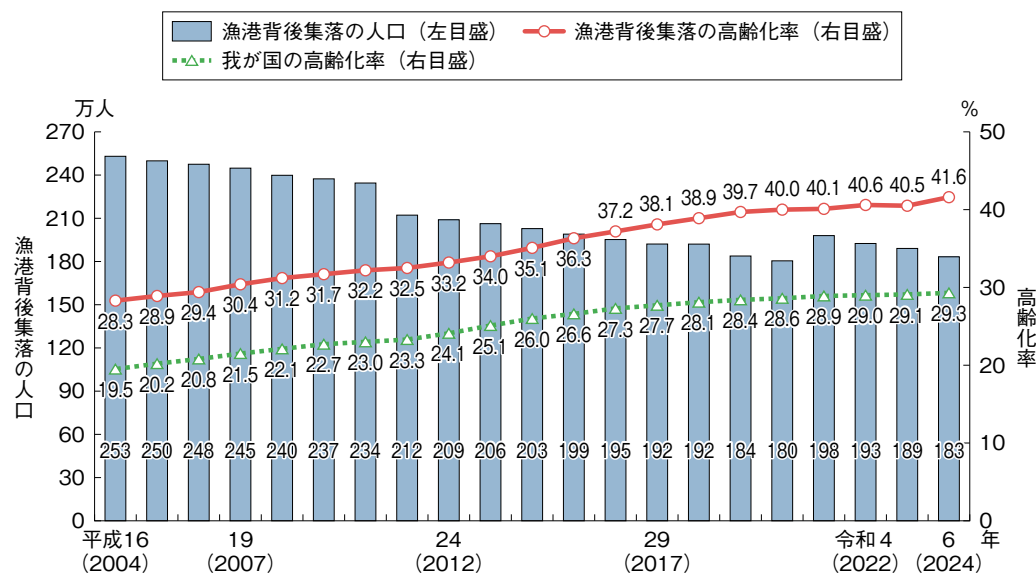
資料：水産庁 捕鯨をめぐる情勢

第5章 漁村の活性化をめぐる動き

(1) 漁村の現状と役割

- 漁村の立地は、交通等においては条件不利地にあるほか、自然災害に対して脆弱であるなど、漁業以外の面では不利な条件下にあり、人口減少、高齢化が進行。漁村の高齢化率は、全国平均を約12ポイント上回る。
- 水産業・漁村は、自然環境を保全する機能、国民の生命・財産を保全する機能、交流等の場を提供する機能、地域社会を形成し維持する機能等の多面的機能を有し、その恩恵は広く国民一般にも及ぶ。
- 水産庁は、藻場や干潟の保全、内水面生態系の維持・保全・改善、国境・水域監視や海難救助訓練等の漁業者等が行う多面的機能の発揮に資する取組を支援。

漁港背後集落の人口と高齢化率の推移



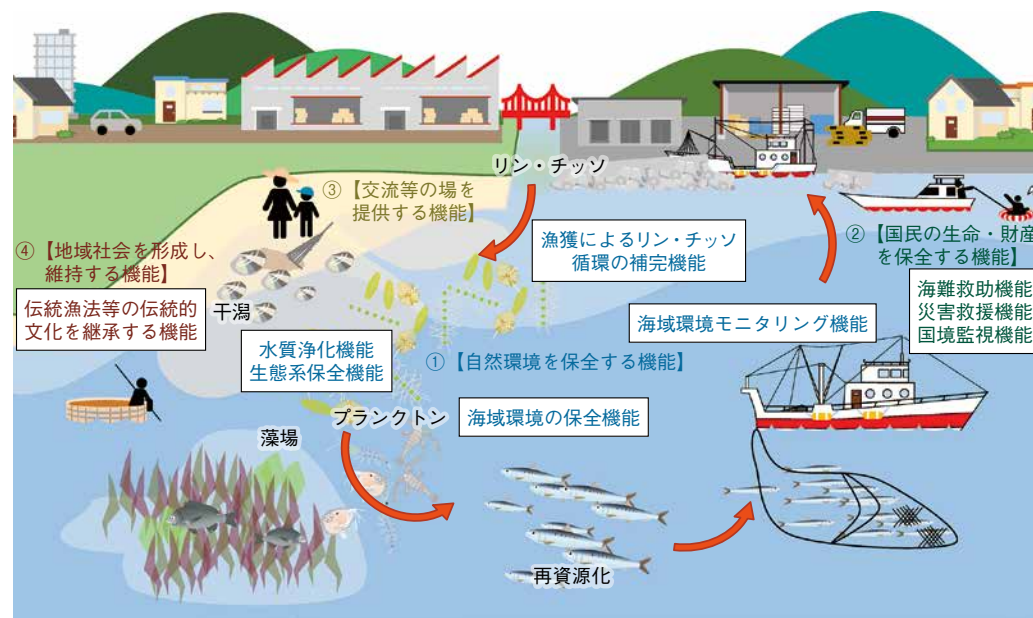
資料：水産庁調べ（漁港背後集落の人口及び高齢化率）及び総務省「人口推計」（国勢調査実施年は国勢調査人口による）

注：1）高齢化率とは、区分ごとの総人口に占める65歳以上の人口の割合。

2）平成23（2011）～令和2（2020）年の漁港背後集落の人口及び高齢化率は、岩手県、宮城県及び福島県の3県を除く。

3）平成27（2015）年及び令和2（2020）年の国勢調査における高齢化率は不詳補完値による。

水産業・漁村の多面的機能



資料：日本学術会議答申を踏まえて農林水産省で作成（水産業・漁村関係のみ抜粋）

(2) 海業の推進・安心して暮らせる安全な漁村づくり

- 漁村の人口減少や高齢化等により地域の活力が低下する一方、都市漁村交流人口は近年増加傾向で推移。
- 「海や漁村の地域資源の価値や魅力を活用する事業」である「^{うみぎょう}海業」により、漁業利用との調和を図りつつ地域資源と既存の漁港施設を最大限に活用し、水産業と相互に補完し合う産業である海業を育成し根付かせることによって、地域の所得と雇用の機会の確保を目指す。
- 令和6（2024）年4月、漁港について、漁業上の利用を前提としてその有する価値や魅力を活かし、水産業・漁村を活性化する漁港施設等活用事業制度の創設等を含む改正漁港漁場整備法が施行。

全国の漁港及びその背後集落における水産物直売所等の交流施設及び漁村の交流人口

	平成30 (2018)	令和元 (2019)	2 (2020)	3 (2021)	4 (2022)	5年度 (2023)
水産物直売所等の交流施設（箇所）	1,390	1,451	1,490	1,458	1,473	1,474
漁村の交流人口（千人）	20,024	20,222	18,558	20,108	23,420	23,710

資料：水産庁調べ

海業の主な取組



漁港の食堂（千葉県保田漁港）
ほた



漁業体験（大阪府田尻漁港）
たじり

海業ポスター



- 水産庁は、海業に関連する施策をまとめた「海業支援パッケージ」や海業振興に係る相談を総合的に受け付ける「海業振興総合相談窓口（海業振興コンシェルジュ）」を開設しているほか、「海業の推進に取り組む地区」等に対しその取組を積極的に支援。
- また、海業を推進し漁港の魅力を伝えるため、“海業親善大使”をはじめ3体のマスコットキャラクターが誕生し、水産庁WebサイトやSNS、関係イベントなどで海業をPR。
- 大規模地震・津波や激甚化・頻発化する台風・低気圧等に備えて、漁港・漁村における事前の防災・減災対策等を推進していく必要があり、政府は、防災拠点漁港の整備、漁港施設の耐震・耐津波・耐浪化等の推進、避難経路の整備を推進。

海業PRの漁港マスコットキャラクター



うみにゃーご
～漁港の案内人～



ぎょっこん
～海業親善大使～



うみーぎょ
～海業の妖精～

事例 都市部との交流人口増加に向けた施設整備や漁業体験等の充実（北海道）

- ▶ 北海道の歯舞漁協は、漁業者宅での渚泊、渡り鳥や鯨類等が観られるパノラマクルーズを運航し、様々な国から多くの参加者が来訪。
- ▶ 旅行会社と連携したコンブ加工施設の見学、直売所立ち寄りや漁協食堂での食事をセットにしたツアーの企画、担い手不足解消に向けたコンブ漁の就労体験のモニタリング事業を実施。
- ▶ 同漁協は都市部との交流人口増加に対する受け入れ態勢を充実させており、集客人数の増加に貢献。



パノラマクルーズ



コンブ加工施設の見学



渚泊

第6章 大規模災害からの復旧・復興とALPS処理水の海洋放出をめぐる動き

(1) 水産業における東日本大震災からの復旧・復興の状況

- 平成23（2011）年3月の東日本大震災の発生以降、被災地域では漁港施設、漁船、養殖施設、漁場等の復旧が進められており、漁港施設、水産加工施設等の水産関係のインフラの復旧は概ね完了。
- 一方、水産加工業の売上げの回復が課題であり、政府は、水産加工業における販路の回復・開拓等の取組を引き続き支援。

水産業の復旧・復興の進捗状況（令和7（2025）年3月取りまとめ）

1 水揚げ	・ 岩手・宮城・福島各県の主要な魚市場の令和6（2024）年の水揚げの被災前年比 （水揚金額） 91％（震災後の最大値は令和5（2023）年の96％） （水揚量） 54％（震災後の最大値は平成26（2014）年の79％）
2 漁港	・ 被災した全ての漁港において陸揚げ岸壁及び漁港施設の復旧が完了。
3 漁船	（復旧隻数） 18,763隻 ・ 岩手・宮城の各県では、平成27（2015）年度末までに希望する漁業者に対する漁船の復旧は完了。 ・ 福島県については計画的に復旧を目指している。
4 養殖	・ 再開を希望する養殖施設は平成29（2017）年6月末に全て整備完了。
5 加工流通施設	（水産加工施設）・ 再開を希望する水産加工施設の99％が業務再開。 （産地市場） ・ 被害のあった産地市場全てが業務再開。
6 がれき	・ がれきにより漁業活動に支障のある漁場数と処理済みの漁場数 （定置漁場） ・ 全ての漁場において撤去完了 （養殖漁場） ・ 1,140か所のうち1,135か所において撤去完了

注：1）水揚量及び水揚金額について、被災前年は平成22（2010）年3月～23（2011）年2月の実績、令和6（2024）年は6（2024）年2月～7（2025）年1月の実績。また、福島県の実績は速報値。

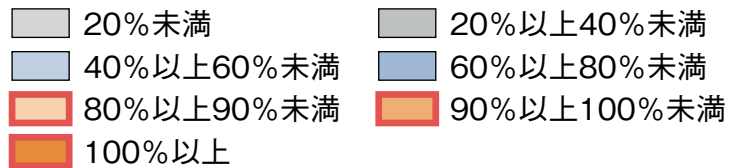
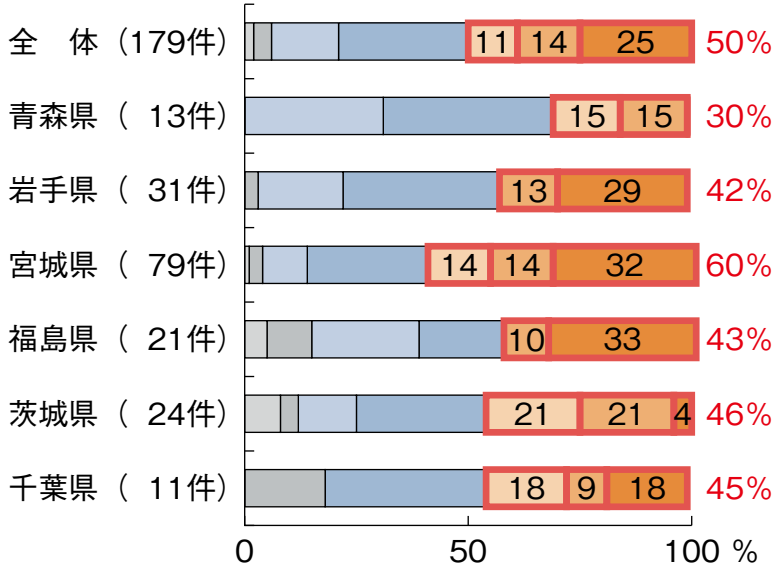
2）漁港について、被災した漁港は7道県の合計。また、漁港施設は、岸壁、防波堤、泊地、道路等をいう。

3）漁船について、復旧隻数は21都道県の実績は令和6（2024）年12月末時点。

4）加工流通施設のうち産地市場について、福島県においては被災した12市場のうち4市場が集約された。

5）がれきについて、処理済みの漁場数は令和7（2025）年1月時点。

水産加工業者における売上げの回復状況



資料：水産庁「水産加工業者における東日本大震災からの復興状況アンケート（第11回）の結果」を基に作成

注：赤字は8割以上回復した割合。

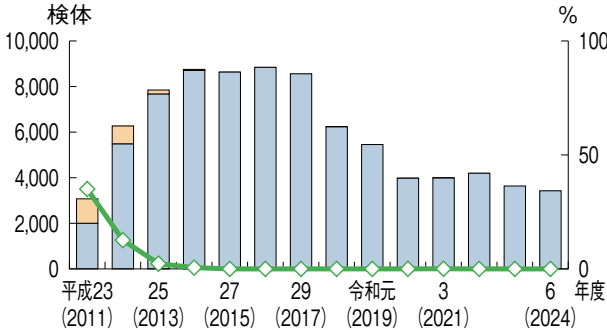
(2) 東京電力福島第一原子力発電所事故の影響への対応

- 国、関係都道府県、漁業関係団体が連携し、水産物の計画的な放射性物質モニタリングを実施。
- 福島県の実産種では令和4（2022）年2月以降、淡水種では同年12月以降、福島県以外の海産種では平成26（2014）年9月以降、淡水種では令和2（2020）年5月以降、基準値を超えた水産物はなし。
- 国際原子力機関（IAEA）の支援の下、データの信頼性・透明性向上に向けた取組を実施。令和7（2025）年3月にIAEAから公表された試料の分析結果に関する報告書では、「ALPS処理水に係るトリチウム分析などについて、日本の分析機関の試料採取方法は適切であり、かつ、海洋モニタリングの結果から、参加した日本の分析機関が高い正確性と能力を有している。」と評価。
- 福島県沖では、漁業の本格再開に向けた基礎情報を得るため、令和3（2021）年3月末まで、試験操業を実施。令和6（2024）年の水揚量は6,640t（震災前の平成22（2010）年と比べ26%）、水揚金額は36億円（同39%）と未だに回復途上。
- 当初、55か国・地域において、日本産食品等の輸入規制措置が講じられていたが、現在規制を維持する国・地域は6に減少。令和6（2024）年度は各国・地域に対する規制の撤廃に向けた働きかけの結果、台湾が緩和する等の成果。

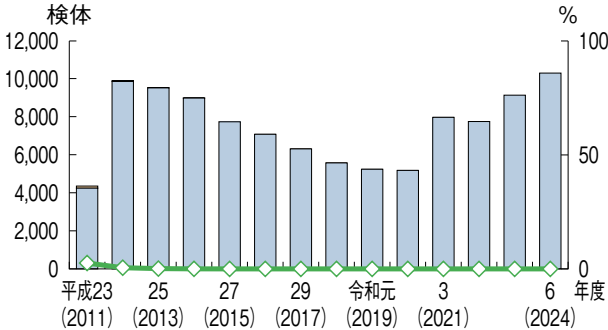
水産物の放射性物質モニタリング結果（放射性セシウム）

■ 100Bq/kg以下（左目盛） ■ 100Bq/kg超（左目盛） ◇ 超過率（右目盛）

〈福島県で採取された海産種〉



〈福島県以外で採取された海産種〉



注：令和7（2025）年3月末時点

原発事故に伴う諸外国・地域による食品等の輸入規制の概要（令和7（2025）年1月時点）

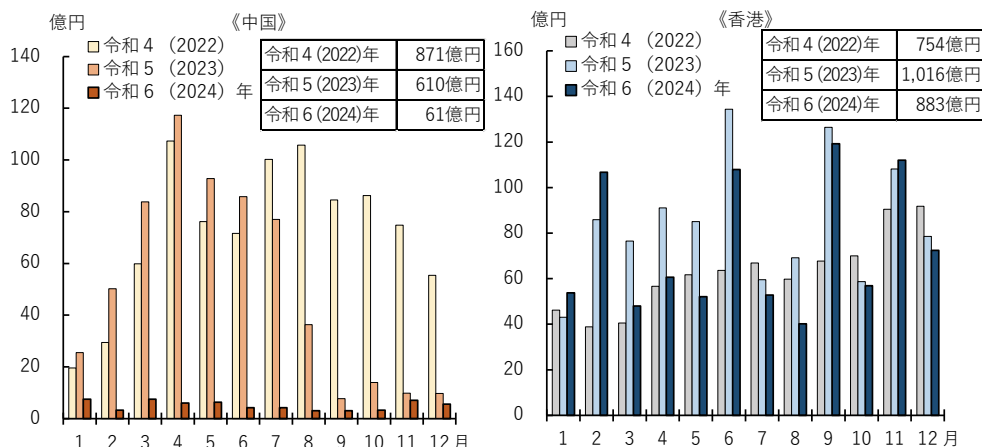
規制措置の内容／国・地域数*		国・地域名
事故後輸入規制を措置 55	規制措置を撤廃した国・地域 49	カナダ、ミャンマー、セルビア、チリ、メキシコ、ペルー、ギニア、ニュージーランド、コロンビア、マレーシア、エクアドル、ベトナム、イラク、豪州、タイ、ボリビア、インド、クウェート、ネパール、イラン、モリシャス、カタール、ウクライナ、パキスタン、サウジアラビア、アルゼンチン、トルコ、ニューカレドニア、ブラジル、オマーン、バーレーン、コンゴ民主共和国、ブルネイ、フィリピン、モロッコ、エジプト、レバノン、UAE、イスラエル、シンガポール、米国、英国、インドネシア、EU、アイスランド、ノルウェー、スイス、リヒテンシュタイン、仏領ポリネシア
	輸入規制を継続して措置 6	一部又は全ての都道府県を対象に検査証明書等を要求 2 ロシア、台湾
		一部の都県等を対象に輸入停止 4 中国、香港、マカオ、韓国

※規制措置の内容に応じて分類。規制措置の対象となる都道府県や品目は国・地域によって異なる。
※なお、ALPS処理水の海洋放出に伴い中国・ロシアが全都道府県の水産物の輸入停止、香港が10都県の水産物等の輸入停止、マカオが10都県の生鮮食品等の輸入停止を措置。

(3) ALPS処理水の海洋放出をめぐる動き

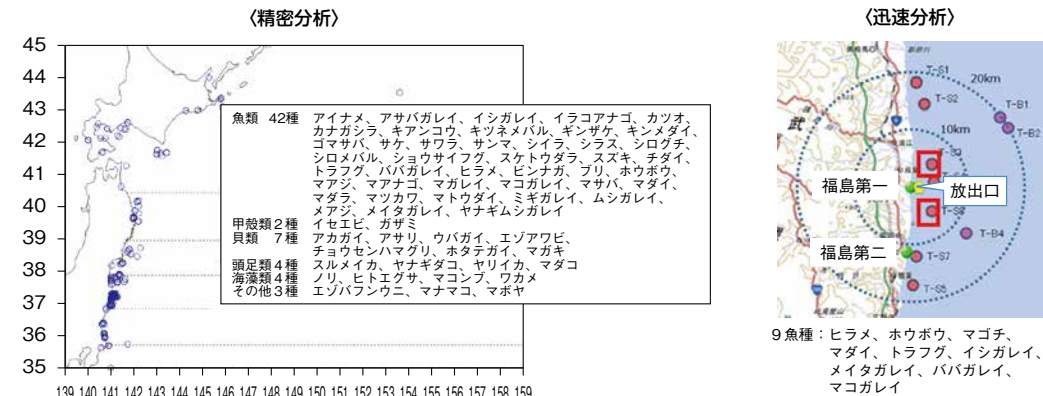
- 令和5（2023）年8月24日のALPS処理水の海洋放出開始以降、中国及びロシアが全都道府県の水産物を輸入停止としたほか、香港及びマカオは10都県の水産物等を輸入停止。輸入規制の強化により、同年8月以降中国への水産物輸出額が大幅に減少し、令和4（2022）年比で令和5（2023）年は30%、令和6（2024）年は93%減少。
- 水産庁は、海洋放出開始以前から実施しているトリチウムを対象とする水産物のモニタリング分析（精密分析）に加え、令和5（2023）年8月から、短時間でトリチウムの分析が行える手法（迅速分析）を導入し、分析結果を採取日から翌々日までに公表。精密分析及び迅速分析の結果は、いずれも検出限界値未満で、放出前後で変化はなし。
- 令和6（2024）年9月、我が国とIAEAとの間で、関係国の関心を踏まえ、IAEAの枠組みの下で追加的モニタリングを実施することで一致し、中国との間では、ALPS処理水の海洋放出と日本産水産物の輸入規制について「日中間の共有された認識」を発表。令和7（2025）年3月、日中外相間で、日本産水産物の輸入再開に向けて、関連の協議を推進していくことで一致。引き続き、規制を維持している国・地域に対して、輸入規制の即時撤廃を要求。
- 輸入規制措置により影響を受ける水産物について、学校給食等への水産物の提供等の国内消費拡大に向けた取組、漁業者による燃油コスト削減等の国内生産持続に向けた取組、輸出先の多角化に向けた取組、機器導入等の国内加工体制の強化に向けた取組等を支援。

中国及び香港への水産物の輸出額の推移



資料：財務省「貿易統計」に基づき水産庁で作成

水産物の放射性物質モニタリングの検体採取地点（トリチウム）



資料：水産庁調べ

注：1）精密分析の検体の採取地は、北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県。

2）迅速分析の検体の採取地は、ALPS処理水放出口から南北に約5kmの2地点（赤枠）（福島県下組合長会議資料を改変）。

(4) 令和6年能登半島地震からの復旧・復興に向けた対策の推進

ア 水産業に関する被害の状況

- 令和6（2024）年1月1日に発生した石川県能登半島地方を震源とする地震により、水産関係では、新潟県、富山県、石川県及び福井県の4県で被害が発生し、被害総額は1,078.3億円（令和7（2025）年3月31日時点）。
- 漁港施設は、防波堤、岸壁、物揚場、臨港道路等が損傷。石川県輪島市や珠洲市を中心とした外浦地域^{そとうら}において、地盤隆起等により漁港施設に甚大な被害が発生。
- 漁船については、転覆、沈没、座礁、流出等が発生。地盤隆起による漁船の座礁、漁港内の海底の露出等により出漁できない事例が発生。

水産関係の被害状況

主な被害	被害数	被害額
漁港施設	73漁港	1,003.2億円
漁船	366隻	4.1億円
共同利用施設	94施設	48.7億円
養殖施設	8件	3.5億円
漁具	83件	3.0億円
卸売市場、加工施設	10件	
その他	・ 水産総合センターの配管の破損 ・ 漁協事務所の液状化による傾き ・ カキむき作業小屋の沈下、排水に支障 ・ 海洋深層水取水施設の配管破裂 ・ 陸上水槽の稚ナマコの流出 ・ サケ稚魚のへい死 等	

資料：石川県、富山県、新潟県、福井県からの報告に基づき、水産庁で作成



地震による物揚場の沈下と割れ
(石川県石崎漁港)



地震による船揚場の損傷
(新潟県両津漁港)



地震により岸壁が損傷し、
津波により漁船が乗り上げた様子
(石川県鶴飼漁港)



地震による荷捌所の損傷
(富山県水橋漁港)

イ 水産業の復旧・復興に向けた取組

- 令和6（2024）年1月25日に政府でとりまとめた「被災者の生活と生業支援のためのパッケージ」に従って、水産関係の復旧・復興に向けた対策として、漁港施設等の被害実態の緊急調査等を行うとともに、漁港、海岸等の早期復旧及び漁業者等による漁場の再生・回復の取組、漁船、漁具、養殖施設、水産業共同利用施設（荷さばき施設、冷凍冷蔵施設等）の復旧に向けた取組を支援。
- 漁業が順次再開し、石川県の能登半島北部の6市町（輪島市、珠洲市、穴水町、能登町、七尾市及び志賀町）の令和6（2024）年の漁獲金額は前年同期比66%の7,316百万円、漁獲量は前年同期比54%の13,096t。また、ズワイガニ漁期期間の秋冬シーズンで見ると、漁獲金額は97%の3,477百万円、漁獲量は93%の3,652t。富山県の氷見漁港及び新湊漁港の令和6（2024）年の水揚量は、前年同期比78%の7,257t。
- 地盤隆起による被害からの漁港施設の復旧・復興に係る知見がないことから、令和6（2024）年5～7月に令和6年能登半島地震漁業地域復旧・復興技術検討会を開催し、短期的な生業再開のための仮復旧と、中長期的な機能向上のための本復旧の二つのフェーズに分けた復旧の考え方、被災パターンに応じた復旧方法・手順等について石川県に提供。
- 政府は、被災した水産関係者の方々が、困難を乗り越え、将来への希望と展望をもって水産業を再開できるよう、漁業及び水産加工・流通業の再建や、漁港、漁場、漁船、養殖施設はもとより、漁村全体の復旧・復興に向けた取組を実施。

(5) 岩手県大船渡市における林野火災への対応

- 令和7（2025）年2月下旬に発生した岩手県大船渡市における林野火災は、約2,900ha（令和7（2025）年3月28日時点調査中）の林野が焼損。
- この火災により、綾里漁港内の漁具倉庫や、倉庫内に保管していた定置網が焼損したほか、養殖ワカメ等の操業に影響が及ぶなど、水産関係の被害が発生。
- 令和7（2025）年4月4日に、農林水産大臣ほか政務3役が現地を訪れ、本被災に係る支援措置について、漁業者の方々に直接説明を行うとともに、これを発表。
- 農林水産省としては、引き続き、岩手県や大船渡市とも連携し、復旧に向けた取組を実施。

(参考) 水産施策の主なKPI

分野	KPI	進捗状況 (令和6(2024)年末時点)	KPIが記載された計画等
漁業	令和12(2030)年までに、漁獲量を平成22(2010)年と同程度(444万t)まで回復させることを目指す(参考:平成30(2018)年漁獲量331万t)。	令和5(2023)年の漁獲量(海藻類及び海産ほ乳類を除く)は、289万tであり、目標の65%。	みどりの食料システム戦略(令和3(2021)年5月策定)及び資源管理の推進のための新たなロードマップ(令和6(2024)年3月決定)
養殖業	令和32(2050)年までに、ニホンウナギ、クロマグロ等の養殖において人工種苗比率100%を実現することに加え、養魚飼料の全量を配合飼料給餌に転換し、天然資源に負荷をかけない持続可能な養殖生産体制を目指す。	令和5(2023)年の人工種苗比率(ニホンウナギ、クロマグロ、カンパチ、ブリ)は4.7%。 令和5(2023)年の配合飼料比率は49%。	みどりの食料システム戦略
養殖業	戦略的養殖品目について、令和12(2030)年に以下の生産量を目指す。 ・ブリ類 24万t ・マダイ 11万t ・クロマグロ 2万t ・サケ・マス類 3～4万t ・新魚種(ハタ類等) 1～2万t ・ホタテガイ 21万t (・真珠 令和9(2027)年目標200億円)	令和5(2023)年の生産量は、以下のとおり(％は目標との比較)。 ・ブリ類 12万t(50%) ・マダイ 7万t(64%) ・クロマグロ 2万t(100%) ・サケ・マス類(ギンザケのみ) 2万t(50～67%) ・ホタテガイ 15万t(71%) (・真珠 280億円(140%))	養殖業成長産業化総合戦略(令和2(2020)年7月策定、令和3(2021)年7月改訂)
輸出	水産物の輸出額を令和12(2030)年までに1.1兆円とすることを目指す(令和7(2025)年4月閣議決定)。 (うち令和12(2030)年の輸出重点品目 ・ブリ類 736億円 ・マダイ 204億円 ・ホタテガイ 1,150億円 ・真珠 472億円 ・錦鯉 100億円)	令和6(2024)年の水産物輸出額は、3,609億円であり、令和12(2030)年の目標の33%。	食料・農業・農村基本計画(令和2(2020)年3月閣議決定)及び経済財政運営と改革の基本方針2020・成長戦略フォローアップ(令和2(2020)年7月閣議決定)における農林水産物・食品の輸出額目標の内数並びに養殖業成長産業化戦略
水産業全体	令和14(2032)年度の水産物の自給率は、以下を目標とする。 ・食用魚介類 94% ・魚介類全体 76% ・海藻類 72%	令和5(2023)年度の水産物の自給率(概算値)は、以下のとおり。 ・食用魚介類 54% ・魚介類全体 52% ・海藻類 65%	水産基本計画(令和4(2022)年3月閣議決定)
水産業全体	令和22(2040)年までに、漁船の電化・水素化等に関する技術の確立を目指す。	水素燃料電池養殖作業試験船の仕様決定。	みどりの食料システム戦略

令和7年度 水産施策

「令和7年度 水産施策」の構成

概説

施策の重点、財政措置、法制上の措置、税制上の措置、金融上の措置、政策評価

I 海洋環境の変化も踏まえた水産資源管理の着実な実施

- ・資源調査・評価の充実
- ・資源管理の着実な推進
- ・漁業取締・密漁監視体制の強化等
- ・海洋環境の変化への適応

II 増大するリスクも踏まえた水産業の成長産業化の実現

- ・漁船漁業の構造改革等
- ・養殖業の成長産業化
- ・経営安定対策
- ・輸出の拡大と水産業の成長産業化を支える漁港・漁場整備
- ・内水面漁業・養殖業
- ・人材育成
- ・安全対策

III 地域を支える漁村の活性化の推進

- ・浜の再生・活性化
- ・漁協系統組織の経営の健全化・基盤強化
- ・加工・流通・消費に関する施策の展開
- ・水産業・漁村の多面的機能の適切な発揮
- ・漁場環境の保全・生態系の維持
- ・防災・減災、国土強靱化^{きょうじん}への対応

IV 水産業の持続的な発展に向けて横断的に推進すべき施策

- ・みどりの食料システム戦略と水産政策
- ・スマート水産技術の活用
- ・カーボンニュートラルへの対応

V 大規模災害からの復旧・復興及びALPS処理水の海洋放出に係る水産業支援

- ・東日本大震災による地震・津波被災地域における着実な復旧・復興
- ・ALPS処理水の海洋放出の影響及び水産業支援
- ・令和6年能登半島地震からの復旧・復興

VI 水産に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- ・関係府省等の連携による施策の効率的な推進
- ・施策の進捗管理と評価
- ・消費者・国民のニーズを踏まえた公益的な観点からの施策の展開
- ・政策ニーズに対応した統計の作成と利用の推進
- ・事業者や産地の主体性と創意工夫の発揮の促進
- ・財政措置の効率的かつ重点的な運用

